

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成25年3月7日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	淀 川 ゆ き 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
市民総務部長	滝 本 昌 司 君
税 務 部 長	田 中 雅 司 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 林 和 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 井 清 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	中 島 卓 也 君
保健福祉部次長兼 健康管理課長	高 谷 寿 君
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	大 野 一 幸 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	坂 野 一 夫 君

## 1. 議会事務局出席者

書 記	中 根 敏 美 君
書 記	飯 田 晴 男 君

# 平成25年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成25年3月7日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(柳井哲也君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(柳井哲也君) 初めに、20番遠藤憲子君。

[20番遠藤憲子君登壇]

○20番(遠藤憲子君) 皆様、改めましておはようございます。

日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告に従いまして5項目について一般質問を行います。

初めに、放射能汚染による子供たちの健康調査です。

一昨年の東日本大震災による福島原発事故から3月11日で2年目を迎えます。人々の健康に対する不安、ますます強まり、特に小さいお子さんを持つ若いお母さんたちは、将来の健康被害を大変心配しております。子供たちの将来に健康不安を与えてしまったかもしれない。そして、今できることは何か。情報を集め、自分たちでネットワークをつくり行動を起こしております。牛久市が実施をいたしました子供たちのホールボディカウンタ検査についてもいろいろな意見があることは存じておりますが、検査で数値化できないからと、安心だとは思わないと言います。

さて、昨年12月議会で牛久市の子供たちの継続的な健康管理検査の実施を求める請願が可決をいたしました。その中の1つに、甲状腺の検査があります。御承知のように放射性ヨウ素は半減期が8日間と大変短く、しかも甲状腺に吸収しやすく、体内被曝により放射線を出し続けると言われております。原発事故後の3月24日、県南水道の牛久配水場で採取をした水道水から放射性ヨウ素131の値が124.9ベクレル、これは25日の15時58分の発表です、検出をされました。乳児の飲用基準が100ベクレルなので、市でも乳児を持つ家庭にペ

ットボトルの配布を準備いたしていたようですが、25日のこの検出の後、4時間後には91.7ベクレル、これは19時58分現在です、と暫定規制値内となり、ペットボトルの配布はされなかったと聞いております。その日以降は数値が100ベクレルを超えることはありませんでした。しかしなぜか3月24日以前の数値は公表されておられません。25日91.7ベクレル、これは暫定規制値内と言いますが、逆算をしていけば単純に8日前とすると、はるかに100ベクレルを超える数値となってしまう、疑問だけが残ったものでした。

ことしの1月にテレビ放映されたことで、放射性ヨウ素がたまりやすいと言われる甲状腺検査に関心が高まっております。福島県が実施をしました23年、24年と行った甲状腺検査もあります。これによりまして人々の不安が増していると聞いています。近隣では、龍ヶ崎市が甲状腺検査を実施をする予定だと聞いています。そして、希望者には助成のこと公表されております。

牛久市でもこの甲状腺検査実施についての考え、お尋ねをいたします。

続きまして、2番目の心臓検査です。

これは、心電図検査のことを指しております。取手市のデータが昨年公表されましたが、原発事故後の23年、24年の牛久の数値はどうなっているのか、牛久市の検査結果、その状況について伺います。

取手市と比べて牛久市の場合には検査項目が違うように見受けられますが、この検査項目との整合性について伺います。

さらに、私どもも20年度からのデータを情報公開で請求をいたしました。そして、それにはデータの保存についての基準はあるのかどうか、その問題について伺います。

そして、3点目の子ども・被災者支援法です。

昨年の6月21日、衆議院本会議で超党派で全会一致で成立をした法律です。子ども・被災者生活支援法は、子供に特に配慮をして行う被災者生活支援等の施策を推進し、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的としております。子供、妊婦への特別な配慮が行われるべきという理念は重視をしつつ、被災者一人一人が居住、移動、帰還についてみずからの意思で選択することを支援する施策を幅広く講じることとなっております。つまり、自己決定を支えるために必要な施策を講じることが求める法案となっておりますが、施策の主務官庁がはっきりしていません。政策実施に至る細かなことがまだ決まっていないと見受けられます。この法律の中で、例えば支援対象地域への具体的な支援の内容など、法律案には明記がされておられません。被災者が支援対象地域以外で生活する場合の支援、被災地にとどまり生活を継続していく支援、対象地域以外から帰還する支援、また避難指示区域から避難をしている被災者への支援など、支援対象地域の指定がなされなければ何の支援も受けることができな

いのです。子供たちには長期的、継続的な支援とともに、放射線による健康への影響調査、観察を続けなければならないと考えます。

牛久市でも基準の年間1ミリシーベルトを超える地域があります。市でも支援対象地域の指定に向けた働きかけを積極的に行うよう求めるものです。市の考えをお尋ねをいたします。

続きまして、2番目のアレルギーと学校給食についてで、昨年12月20日、東京調布市の小学校で、乳製品にアレルギーを持つ小学校5年生の児童が誤食によってアナフィラキシーショックを起こし死亡する事故が起きました。学校関係者、保護者、給食関係者にとって非常に大きなショックを受けた事故でした。調布の市議会では、この問題についての検討委員会を立ち上げて行われていることですが、今回の事故を1つの事故として捉えるのではなく、学校給食とアレルギー対応のあり方、学校とアレルギー対応のあり方についての考えを確認をしながら、対応方法を具体的に見直し、同じような事故を二度と起こさないように取り組む必要を感じます。

今回の事故では死亡という最悪の状態をどこかで防ぐことができたのではないかと。現段階で報道されている中で、時間経過を追ってみます。調布市の小学校は牛久市と同様に自校方式の給食調理場があり、栄養教諭、学校栄養職員等、これは以下学校栄養士と発言をいたします、が配置をされ、調理は民間委託されております。この学校の給食数は約360食強とのことでした。アレルギー対応については除去食で行っており、除去食用の調理をしておりました。栄養士と民間委託のチーフの調理員は食材リストをもとに毎月保護者と打ち合わせを行い、個人別の除去食を知らせる除去食の一覧表が配られ、何を除去しているのか書かれており、おかわりなどは担任が確認をすることになっていました。また、この除去食の児童には、トレーや食器の色を変えて、名前をつけてふたをして、直接児童に委託調理員が手渡すという対応を行っていたそうです。12月20日、この給食の時間は12時15分から12時55分、この約40分となっております。このときのメニューがじゃがいも入りチヂミ、これに粉チーズが含まれていたために、児童には粉チーズを入れる前の状態で調理した代替食が提供されました。しかし、当日、代替食でないじゃがいも入りチヂミが余分にありました。おかわりを担任が呼びかけたと言います。児童は食べたいと意思を示し、担任が一度児童に「大丈夫か」と確認をしたと言います。児童は家庭から献立表を持ってきており、マーカーがないことで「大丈夫」と答えました。この時間が12時50分です。一方担任は、栄養士のほうから渡されておりました除去食確認表を確認をしませんでした。その結果、児童は粉チーズの入ったじゃがいも入りチヂミを口にし、13時25分ごろ気分が悪いと担任に告げます。この児童はぜんそくを持っていましたので、持参したぜんそく用の吸入薬を自分で使用したようです。担任は児童がランドセルに入っているアナフィラキシーショックを防ぐためのエピペン、これはアドレナリン

の自己注射で、子供が自分で打つことができるようです、このエピペン注射を打つかどうか児童に確認をしました。児童は違うと答えましたので、しかし、体調はさらに悪くなり、駆けつけた養護教諭にこの児童はトイレに行きたいと言ったので、養護教諭はおぶって連れていったそうです。一方担任は、校長にこの状況を報告、救急搬送の手配をし、保護者にも連絡をします。13時36分、校長がこの子供の様子をただごとではないと判断し、エピペン注射を右ももに打ちました。そして同時のAEDの処置をしますが、AEDは処置なしと判定をします。13時40分、救急車が到着し、直後に心肺停止と判断。病院で死亡が確認されました。児童が症状を訴えてからエピペンの注射投与まで約10分程度だったと言います。

なお、この学校では3カ月前に1年生が卵除去を必要な児童に対して委託調理員への情報が共有されておらず、誤って卵の入ったオムレツを児童に与えてしまい、救急搬送する事故も起きていたそうです。その際に、教職員に対しては食物アレルギーの研修を行ったと言っております。調布市の教育委員会の記者発表では、担任は今回の献立、じゃがいも入りチヂミに粉チーズが入っていたと認識しておらず、児童に「大丈夫か」と聞いていた。そして、家庭では献立表を書き写した独自の表を作成し、食べられないものにマーカーを引いて子供に渡していた。今回のチヂミにはマーカーが引かれていなかったため、児童は大丈夫と思ったのではないかと。また、献立の表記はじゃがいも入りチヂミだったが、チーズ入りの表現があったらわかったのではないかと。当日の調理手配表には粉チーズ2グラムとあったとあります。

このように、学校給食でのアレルギー対応、2007年に教育基本法が成立をし、2008年3月には食育推進基本計画が定められました。そこで、学校給食でのアレルギー対応を進めることが明記をされました。2009年に改定学校給食法が施行され、学校給食実施基準と学校給食衛生管理基準がこれまでより強い指示となりました。そこで、アレルギー対応についても触れられており、学校給食は単純な除去、除去調理、代替等の対応について、調理現場の施設整備や人員体制、アレルギー児童生徒の人数や症状等に差はありますが、何らかの取り組みが求められるようになりました。しかし、求められるからといっても公的な予算や体制が組みまれることなく、それまでの現場ごとの対応、また自治体単位、教育委員会単位の取り組みにかわってきたという状態です。現在のところアレルギーに関しては公益財団法人日本学校保健会が作成をしております学校生活管理指導表、アレルギー疾患用をもとに学校で対応し、情報の共有化を行っているのが実態ではないでしょうか。

そこで、1点目の今回の給食事故から学ぶ教訓として、市の考えをお尋ねをいたします。

さらに、牛久市の現状として児童生徒の状況と対応について、例えばスキー合宿や宿泊学習などあった場合の対応について、どのように対応されているのか伺います。

そして3点目としては、危機管理についてです。食物アレルギーの対応には、症状や緊急時

の対応など、情報を共有することが不可欠です。児童の個人情報、保護者の個人情報も含め、保護者、学校長、担任、養護教諭、栄養士、調理員、調理委託会社、学校医、主治医、消防、緊急時の搬送病院、そして全ての教職員などが学校とアレルギーを持つ児童生徒を取り巻く社会の大人がどこまで情報を共有し、かかわりを持つのか整理をする必要があります。学校給食についても除去、代替、弁当持参を含め、現在主に栄養士、調理員と保護者、担任が情報を共有していることが多いようですが、このあり方についても整理をする必要を感じます。いずれの場合でも人間はミスを犯すということ、ヒューマンエラーがあるということを肝に銘じ、ミスが起きたときにそれを防ぐための体制をどのように構築していくのかということが問われます。危機管理について、給食のマニュアルはあるのか、学校内、学校外の体制についてお尋ねをいたします。

さらに、全体を通じ、学校給食を通じて自分の健康を管理する、教育としての位置づけなど、達成するための取り組みをお尋ねをいたします。

3点目に、教育に体罰は必要かの問題です。

大阪の桜宮高校でバスケット部のキャプテンが部活動顧問の体罰を受け自殺をするという痛ましい事件が起きました。以前から暴力により体罰を受けており、保護者や生徒からの訴えがあっても何らの手だてもとられず、最悪の事件となり初めて公になりました。体罰は身体への痛みとともに心を傷つけ、顧問が生徒を指導するという、明らかなこれは暴力です。教育基本法にも体罰禁止が明記をされ、絶対にあってはならないと考えますが、市の考えをお尋ねをいたします。

さらに、県の調査、国の調査も始まりますが、現状についてお尋ねをいたします。

4点目として、生活保護のことについての質問を行います。

生活保護基準の引き下げは市民生活全体に大きな影響を及ぼす問題です。政府は来年度の予算で、生活保護基準である最低生活費を引き下げようとしております。しかし、この基準は憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活、つまり生存権保障の水準そのものを決する極めて重要な基準です。これが下がれば、最低賃金の目標額が下がり、労働条件に大きな影響が及ぶと考えます。また、生活保護基準は地方税の非課税基準、介護保険の減免基準、就学援助の基準など、人々を支える多様な施策にも連動しているため、市民生活全体に大きな影響を与えるものです。現在の生活保護基準でも親戚の冠婚葬祭を諦めたり、食事の回数を減らしたり、電気代を抑えるために真夏でもエアコンはつけないなど、健康で文化的な最低限度の生活に十分とは言えません。その上、生活保護基準が引き下げられたら、生活保護を利用している人々の生活が根底から破壊される。生きること自体が脅かされることとなります。財政削減を目的にナショナルミニマムである生活保護基準の引き下げは国の国民に対する生活保障責任の放棄で

あり、市民生活を切り捨てることにほかなりません。3年間で基準生活費670億円、年末一時金70億円の削減計画ですが、貧困を増大させるだけと考えます。生活保護受給者の方、そしてまたひとり親家庭、就学援助への影響についてお尋ねをいたします。

5点目の、浸透式雨水処理についてです、

私ども会派は、2月の末に小金井市が取り組んでおります浸透ます設置事業を視察をしてまいりました。小金井市は東京という大都市にあり、玉川上水などが育む湧水、一級河川である野川の流れに代表される豊かな水資源に恵まれております。一方で都市化が進むことで、水資源を取り巻く環境も変わり、湧水を集めて流れる野川の水枯れや降雨時の水質の問題などが発生していたようです。雨水を地下に戻していくことは、台地に降った雨がそのまま公共下水に流れる、または川に流れるのではなく、雨水を生かしたシステムをつくっていくための取り組みが生まれました。市では、環境基本計画の中で、地下水、湧水、河川の水循環を回復する取り組みを重要なテーマとして位置づけ、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例に基づく取り組みをさまざま実践をしてきました。その中の1つが雨水の浸透ます設置事業です。約20年間で設置率は約50%を超えることになり、世界一というふうに報告を受けました。個人宅の新築のときには、屋根に降った雨水の処理に浸透ます設置を指導しているとのこと。地下水を涵養し、湧水を復活させるため、野川の水辺環境を守る保全とともに雨水浸透事業を現在も進めております。

牛久市でも雨水対策に対応するためとして、調整池の土地購入、整備などに莫大な税金が投入されておりますが、小金井市の取り組みのように、雨水対策には個人住宅に雨水浸透ますを設置し、雨水を一気に流すのではなく、一定量とどめておくことで浸水被害の抑制につながるのではないかと考えます。雨水管の誤接続の問題解決の1つにもなります。浸透ますの設置の推進や助成の考えについてお尋ねをいたします。

そして2番目には、ためて循環使用する雨水処理についてです。この問題を考えましたときに、新たに公共的な施設をつくるときには、また災害時の対応など含め、雨水利用のトイレや花壇の水やり、車の洗車などに利用することができるのではないかと考えました。雨水をためて使用する貯留設備の設置の考えはどうかお尋ねをいたします。

例えば、地域の集会所などの改修時に雨水事業を位置づけてはどうかと考えます。先日、猪子住宅で火災がありました。このときには水がすぐにホースなどと一緒に手配、手配というか、それができず、家屋が2棟全焼ということを知っております。火災や災害などに対応するためにも、集合住宅など雨水を貯留する貯留タンク、そしてまた井戸ポンプ、手押しポンプなどを置くことはどうでしょうか。この問題についてお尋ねをいたします。

そして、3点目は、学校体育館で雨水処理ができていないところの対策についてです。



牛久小学校の体育館には雨どいがなく、屋根からの水がそのままグラウンドに流れ込んでいるようです。今回、放射線量のこともあります。保護者のほうからは心配の声が届いております。ほかの学校体育館ではどうなのか、牛久小学校だけなのか、ほかの学校での対応について、そして牛久小についての対応どうなっているのか、この点をお尋ねをいたします。

以上により1回目の質問を終わります。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 遠藤憲子議員の浸透式雨水処理についての御質問にお答えします。

まず、1つ目の、個人住宅等で雨どいからの雨水を地下に浸透させる浸透ます設置の推進と助成についてであります。牛久市では、雨水管等の整備が完了しているひたち野うしく地区を除き、個人住宅での雨水処理については、敷地内での浸透処理を原則として、建築許可の際に雨どいからの雨水を受ける浸透ます4個を設置していただくよう指導しております。

なお、個人住宅等における雨水の浸透ますや貯留タンクの設置に関しましては、以前より先進の市川市や松戸市を視察し、設置事例や効果の検証等の調査研究を行ってまいりました。また、神谷小学校の子供たちによる谷津田再生の取り組みの中でも、市街地における雨水対策として、雨水の貯留タンクや浸透ます設置の提案がされており、女化西区民会館には貯留タンクが設置されております。

以上のようなことを踏まえ、市としては冠水被害のある地区の上流部におきまして、少しでも雨水の流出量を抑制できるよう、個人の敷地へ市の事業として貯留タンクや浸透ますの設置を計画しております。現在、モデル候補地の行政区長さんとの協議を進めており、今後、所有者の方の同意を得た上で、国からの補助金を活用し、設置してまいります。

次に、新たに公共施設等をつくる場合の雨水を利用したトイレや花壇の散水施設等の導入についてであります。これらの施設は降雨にかかわらず、常時使用される施設であります。そのため、晴天が続いた場合には不足分を水道等で補完できる施設としなければなりませんので、雨水の貯留施設の規模や維持管理費等、費用対効果を十分に精査した上で、導入については慎重に検討したいというふうに考えております。

最後に、牛久小学校の体育館には樋がついていないが、雨水をどう処理しているのかという質問であります。牛久小学校の体育館では、軒下に設置してある雨水浸透層により処理しております。以上でございます。

他の質問については担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 御質問1番、放射能汚染による子供たちの健康調査について

お答えをいたします。

甲状腺検査実施の必要性についてですが、甲状腺がんとの関連の深い放射性ヨウ素による汚染状況は、現在専門家がさまざまなシミュレーションにより推測値を出しているところであり、身体への影響についてもさまざまな議論がございます。市では市民が安心して生活できることを最優先に考え、杉森議員にお答えしたとおり、現在情報収集と対策の検討を行っております。学校における心電図検査、子ども・被災者支援法の地域指定の働きかけにつきましても杉森議員にお答えをしたとおりでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 遠藤議員の2番、アレルギーと学校給食についての御質問にお答えいたします。

昨年12月に起きた調布市の給食事故につきましては、調理現場、栄養士と学級担任での情報共有ができていなかったことが大きな原因であると思われまます。この事故を受け、牛久市では各学校へ児童等のアレルギーの対応状況について調理から食するまでのチェック体制の再確認を行いました。

内容としましては、まず給食は各担任、養護教諭だけでなく、校内の共有すべき情報として、定期的に職員会議等で個人ごとのアレルギーの状況について周知するとともに、当日の給食について担任と児童生徒本人とでアレルギー食材について再度確認を行っております。特におかわりについては、担任及び栄養士が確認を行った上で提供することを徹底いたしました。

また、校外学習や修学旅行時の食事についても、事前に提供者から成分表を取り寄せ、それを保護者に確認していただき、担任からその内容を業者に伝え、食事の提供を依頼し、さらに食べる前に担任が再度確認をし、児童生徒へ食事の提供を行っております。

さらに、中学校では部活動等への差し入れにつきましても担当教員と生徒が確認をしております。

万が一、アナフィラキシーショック等が発生した場合には、各学校ごとに作成されている危機管理マニュアルに従い、教職員誰でもが緊急時の対応ができるように、搬送先の病院、主治医等連絡先を記録した個別対応表を作成し、職員室に備えております。

また、重度のアレルギーを持つ児童生徒に関しましても、消防署に登録を依頼するなど、処置が速やかに行われるような体制を整えております。

次に、栄養士の経験を生かした食育につきましては、毎月の学校給食献立会議等で統一した栄養指導ができる体制を整え、各校の特色を生かした四季折々の旬の食材を取り入れた給食献立を作成し提供しております。また、給食の時間には各教室に訪問し、給食の歴史や食の大切さを児童生徒に伝えております。

牛久市では今年度より牛久市食育推進委員会を設立し、その中で「うしく食育推進計画」の啓発及び普及並びに具体的活動について、市内小中学校栄養士、保育園課栄養士、健康管理課栄養士による牛久市栄養士部会を立ち上げ、活動を始めました。

この部会は、市民の健康づくりを総合的に推進するため、各部署ごとの栄養士が適切な栄養指導ができるよう設置したものであり、今後は会議研修を実施し、食に対する問題点など、相互の情報交換を行い、統一した指導を実施してまいります。

○議長（柳井哲也君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育に体罰は必要かについてお答えいたします。

小松崎議員にも答弁いたしましたとおり、学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と明確に体罰を禁止しております。

体罰は、相互尊敬・相互信頼とはほど遠く、子供を支配していく手段でしかありません。

牛久市教育委員会としましても、体罰は法令に反する行為であり、絶対に許されない行為であると考えております。

牛久市における体罰の現状ですが、昨年12月に発生した大阪市立高校生徒の自殺事案を重く受けとめ、また茨城県教育委員会の調査依頼を受けて、本市でも体罰の実態調査を現在進めております。

この調査により、実態を正確に把握し、適切に対応するとともに、体罰根絶に向けた教職員のさらなる意識向上を図ってまいります。

また、県教育委員会とも連携し、学校訪問での指導をより一層強化してまいります。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部次長中島卓也君。

○保健福祉部次長（中島卓也） 質問4番、生活保護についての御質問にお答えいたします。

当市の生活保護は、平成21年度以降増加が始まり、毎年10%を超える増加が続いている状況です。現在の生活保護は320世帯、452人で保護率も5.4%となっております。

さて、御質問の生活保護の基準額の引き下げによる保護世帯や他の制度等への影響について伺いたいとのことですが、これにつきましては、保護費の基準額を平成25年度から段階的に全体で8%程度の削減を3年の期間で行う方針等をマスコミ報道などで聞いておりますが、具体的な制度や基準の変更についての通知・通達は届いておりません。確かなところがわからない状況で答えにくいところですが、生活保護費の基準額は、現に生活を送っている地域の物価や生活の水準を勘案して、最低生活に必要な額を基準額として改定される制度であり、その基準額の減額変更が実施されても、保護世帯の最低生活を保障する水準にあるものと考えており

ます。また、他制度については、現状を維持する方針との話もあります。いずれにしても、国の生活保護法改正に伴う制度基準に従い、適正に対応していきたいと考えております。

○議長（柳井哲也君） 初めに、20番遠藤憲子君。

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問を行います。

1点目の甲状腺の検査の実施の必要性の問題につきましては、テレビもごらんになった方があると思いますが、県南地域で、牛久市も大変ホットスポットとされている中で、この強い放射能に汚染されたというふうに私どもは考えております。ですから、不安を持つのは当然であります。確かにいろいろと、これから医師の間のいろいろな問題もあるというふうには思いますが、子供たちの健康調査については、母親たちは待っているわけにはいかないんですね。やはりこの不安というものをどうやって解決していくかということでは、少しでもそれに応えるため甲状腺の検査、超音波、それからまた血液検査でも有効と聞いております。再度、この検査の実施についてお尋ねをいたします。

それと、先ほどの心臓検査、心電図のことで、データの保存の問題について質問をしたのですが、これについてはちょっと御答弁がなかったようなのですが、その辺を伺いたいと思います。

それと、牛久市の検査の方法が取手市とちょっと違うというふうに聞いたんですが、この辺についての答弁もなかったようなので伺います。

それと、アレルギーにつきましては、今回の事故、大変痛ましい事故でありましたけど、やはり子供が学校で起こった事故ということを大変真摯に受けとめなければならないというふうに考えます。情報の共有化ということでは非常に問題があるというふうには私も考えましたけど、このように、直後にこの体調が変化したときには、いち早く担任に伝えるという、この意識づけが必要であると思いますが、牛久市ではこのような状況がどうなっているのか伺います。

それと、この事故が起きたときに複数のルートで安全確認をするということ。今回では、おかわりで起きた事故と聞いております。関係者全員が同じ表を使うなど、情報を共有する、これが安全確認が手薄になる教室での防ぐ1つにはなるかと思えます。さらに、子供たち自身がみずからの命を守るという、こういう教育の一環ということでは意識づけが大変大事だと思います。例えば、食品表示の見方、これを学びます。さまざまな料理にはどんな材料が使われているのか、ハンバーグには卵が入っているとか、カレーのルーにはピーナッツが使われているなど、事細かに、これは食育の中で行われていると思いますが、その内容について伺いたいと思います。

さらに、子供たちの心を育てる、食物アレルギーがある子供の心理発達、これは大変課題となっていると思います。食べ物へのこだわりや、また発症するのではないかという恐怖、そし

てまた食事を管理されていることと、子供たちの自立について、大変これは大きな課題ではないかと思います。クラスメートに食物アレルギーへの理解を促し、一人一人が違うということ、このことを共通の理解をする、このことが大切ではないかと思います。再度この危機管理の問題について学校ごとのマニュアルがあるとおっしゃっていましたが、実際にどのように活用を考慮されるのか。そしてまた、この危機管理マニュアルについては、ホームページで情報公開をする考えはないのかどうか伺います。ほかの自治体ではいろいろとこの食物アレルギーについてさまざまなマニュアル、これが事細かに情報が提供されております。牛久市でそのような考えはないのかどうか伺いたしたいと思います。

体罰の問題では、いろいろと学校だけでなく、オリンピック選手の柔道界でのいろいろな体罰の問題、体罰からは何もやはりいい結果は生まれないということ、この間のさまざまな報道が伝えております。この体罰について 今県のほうの調査も始まったようですが、いつごろにこの公表などがされるのかどうか、この辺を再度伺います。

生活保護の問題では、生活保護基準約8%とおっしゃってましたが、新聞報道では1割ということもあります。これを下げていくとなると、大変生活に影響が出てくるのではないかと思います。この基礎になったのが厚生労働省の諮問機関である社会保障の審議会の生活保護基準部会が検証結果を公表したことによると聞いています。しかし、この参加された委員の中からは、引き下げに慎重な意見をなされている方もいると聞いております。基準が下がっていけば低所得者の税金の減免制度や、就学援助などにも影響が出てくると指摘をし、最低賃金への影響も多いのではないかと、このように発言をされていると聞いております。今、次長の答弁では影響は余りないようなことが、まだ報道されている範囲の中での答弁でございましたが、市としてもこの生活保護基準引き下げに影響が出てくるのではないかというふうには私ども考えているわけですが、特に就学援助への影響、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

それと、雨水浸透ますの問題では、今市長のほうから市の事業として行っていく、ただこれからいろいろと行政区とその辺を打ち合わせをしていくという御答弁でございましたが、大体何年度ぐらいを予想されておられるのかどうか。そしてまた、事業内容についてもう少し詳しくお尋ねをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 遠藤議員の再質問のまず1番目の質問でございますが、取手市との違いということですが、法的な違いはございません。やっつてことに違いはございませんが、その取手市に確認したところ、集計の仕方等が若干違うのかなと思われま。内容的にはちょっと私のほうでも判断はしてはおりませんが、牛久市と違いというのは、仕方について

は変わらないと思っております。

それと、2番目のアレルギーの問題でございますが、情報の共有化ということでございますが、やはり学校全体で、職員会議等を利用して、その中で情報の共有化を図っているところでございます。また、栄養士部会におきまして、アレルギー対策部会等もつくっておりますので、その中できちんとしたマニュアル等の作成も現在しております。また、ホームページ等への公表ということでございますが、内容を精査した上で対応してまいりたいと思っております。

それと、3番目の就学援助費のことでございますが、こちらにつきましては、生活保護の基準をベースにしておりますので、そちらの変更があれば当然内容的なものも変わってくるものと思っておりますが、そちらは決定しておりませんので、その決定したものを受けて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

子供たちの親御さんたちの不安をどう解消するか、いわゆる甲状腺検査についてどうしますかということでございますが、現在牛久市の医師会の先生とお話し合いをしているところでございます。3月11日に開催される牛久支部の理事会のときにまた御提案を申し上げまして、甲状腺の検査実施に向けてどういう機器が今牛久市の中で配備されているか、また、甲状腺検査ができる病院はどこがあるかというようなもの、あと技術的に診断する医師の技術的なものも含めまして、今相談をしているところでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 体罰の実態調査についてでございますが、現在市町村の教育委員会で集計作業中でありまして、県全体への報告が3月下旬となります。公表は多分4月上旬になるかなと思います。参考までに、各学校から上がってきた報告の中では体罰は報告されておられません。

○議長（柳井哲也君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 雨水ます設置についての具体的な事ということでございますが、現在、東みどり野、みどり野地区の大規模雨水工事をやっておりますが、その上流部に当たります神谷6丁目付近、緑が丘行政区になりますが、この辺の区長さん方とお話しまして、現在もう個別に設置の要請をしていくということで進めております。これは、24年度、本年度の当初予算として計上しておりまして、予算額としましては150万円、20機を計上しております。大体7万7,000円、1カ所当たりですね、そのぐらいの予算で、これは社会資本整備総合交付金ですか、を活用しての整備ということで考えております。

○議長（柳井哲也君） 自席でもう一度お願いします。

○20番（遠藤憲子君） 先ほどの教育委員会の次長で、マニュアルが栄養士の部会のほうでもマニュアルがあるような、ないような、そんなことがちょっとあったんですが、私は学校全体のマニュアルのことを聞いたので、このことについて再度ちょっと答弁を確認したいと思います。

それと、心電図の問題では、先ほど取手市と何か集計の仕方が違うという御答弁がありましたが、これは学校保健法で決められておりますので、検査が同じではないかということなんです。やっぱり集計が違うのか、どういうところがあるのかを、この辺については後ほどで結構ですので報告を求めます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 学校全体でのマニュアルもございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） よろしいですか。自席でもう一度どうぞ。

○20番（遠藤憲子君） 栄養士部会のマニュアルというふうにさっき御答弁があったようなんですが、その問題と今の私の質問した学校全体のマニュアルとのあれですね、違いの問題について、再度ちょっと答弁求めます。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 学校全体でのマニュアルにつきましては、情報の伝達とかそういうものがございます。栄養士部会でやってるのはそこも含むんですが、除去するべきものとか、そういうものを決めたマニュアルの作成を今、つくっております、あるんですが、再度精査しております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。今議会から執行部席に次長さんたちが説明員として座られています。議会への答弁がよく、細部にわたって充実していくことを願っています。一方、市役所内の全体の体制については、正職員の削減で専門的なノウハウを蓄積されてきた退職者も多く、今後市民サービスに対応できるのかと、多くの心配の声が市民から寄せられているところです。人件費の削減だけに走るので

はなく、充実した体制と市民サービスの充実に今後とも心がけていただきたいところです。

さて、今回は高齢者が安心して暮らせるための施策について、農業者を守る上での農業委員会の役割について、その中では、今正念場となっているTPP交渉参加の問題を含めて質問いたします。耕作放棄地の取り組み、井戸水からヒ素などが検出されている地域の公共施設に水道をつなぐことについてなど質問をいたします。

まず、1点目、高齢者が安心して暮らせるためにとの立場で、幾つかの質問をいたします。

①孤立死対策について。ひとり暮らしで、住宅の中で、誰にもみとられず亡くなり、死後一定の期間を経て発見される、いわゆる孤独死、孤立死とも言いますけれども、社会問題となっています。厚労省が高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議、孤立死ゼロを目指してという報告書を出して4年になります。この報告書の初めには、孤立した生活が一般的となっていく中で、悲惨な孤立死を防止するためには、人と人とのつながりを持った、温かいコミュニティーを目指し、高齢者を含め地域を構成する全ての人々がさまざまなネットワークを通じてコミュニティーを活性化していくことが必要になります。今後、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、2015年には世帯主65歳以上の世帯の64%と括弧書きがされておりまして、それが予測され、孤立死は誰でも起こる可能性がある事柄になると思われます。というふうに記載をされております。

牛久市の孤立死の現状、そして高齢者見守り事業などの取り組みについてどう進められてきているのか伺います。

先進事例としては、足立区では、昨年の12月議会で高齢者の孤立化や孤立死を防ぐための孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例案を可決しました。これによって、牛久市で言えば、行政区に市が持っている高齢者情報の提供が可能になるわけです。ことしの1月からは、単身高齢者の全世帯の調査を進め、地域での見守り活動を強化するよう、高齢者の調査、支援を目的にした条例制定は珍しいと注目されています。これまでどこでも個人情報保護法が壁になり、情報提供が困難だったが、条例制定によって御本人の意思を本人の同意を得ずに地元の自治会や民生委員などに提供できることになるとのこと。こうした先進事例に学んで、孤立死対策をどう進めていくのかを伺います。

②ひとり暮らし老人等緊急通報システムの改善についてです。現在使われている緊急通報システムについては、改善する必要があるのではないかと考え、質問するものです。

土浦市では、平成15年度から赤外線によるセンサーでの安全確認ができるシステムに変えています。センサーは、トイレ、寝室など1日1度は必ず通過する場所に取りつけることによって、24時間そのセンサーに反応がなければ訪問をするという仕組みになっています。それによって命を落とさずに済んだ事例もあるようです。このシステムの概要は、Fテレコムネッ



トワークシステムが運営する支援センター、コールセンターとも言いますが、ここが、24時間365日利用者からの緊急通報、相談通報を受信します。赤外線リズムセンサーにより24時間生活反応がない場合は、協力員に電話連絡をし、安否確認を依頼します。リズムセンサーは、利用者1人につき1台とし、トイレ、寝室など、1日1度は通過すると思われる場所に設置をします。また、月に1度は利用者に電話連絡をし、安否を確認するサービスがあり、コールセンターには看護師がおり、「お変わりないですか」と声をかけ、その様子が市のほうにコメントとして戻ってくるというシステムになっています。土浦の担当者のお話ですと、このシステムに変えて10年にもなるわけですが、よかったことは救急車の不必要な出動が減ったこと、安否確認のシステムにもなっていて、ひとり暮らしの状態が把握できることなどがあるようです。また、誤報などがあることは、現在牛久市や伊那市広域で使用しているこのシステムと同じだそうです。さらに進歩したシステムにするために研究していく課題ではないかと考えますが、見解を伺います。

③シルバー人材センター等による「おたすけ隊」制度についてです。最近、80歳を超えるお元気な高齢者の方から、お布団を干すことは何とかできるけれど、取り込むことがとても大変になって困っているという相談を受けました。また、蛍光灯の取りかえ、エアコンの掃除など、ちょっとしたことを気軽に助けてくれるところが欲しいとの声が寄せられています。

昨今、水戸市では掃除や買い物など、高齢者世帯のちょっとした困り事をワンコインで解決する「おたすけ隊」が発足しました。隊員は市のシルバー人材センターに登録する60歳以上のお元気な高齢者です。県内で初の試みとして注目を集めているところです。おたすけ隊は急速な高齢社会の進展に伴い、増加する高齢者のみの世帯、要介護者のニーズに対応しようとセンターが市の補助を受けて開始したものです。サポートメニューは100円コースがごみ出しや洗濯物の取り込み、植木の水やりなど。500円コースが手紙の代筆や代読、日用品の買い物や米の精米など、いずれもワンコインで利用できるシステムとなっているようです。対象は75歳以上の高齢者世帯や、要支援・要介護世帯、障害者世帯。元気な高齢者が先輩高齢者をサポートするシステムの検討をされてはどうかと考えますが、見解を伺います。

④かっぱ体操、シルバーリハビリ体操などの取り組みについて。高齢者が元気に過ごせるよう、うしくかっぱ体操が普及されています。転倒予防、介護予防を目的に、市独自に考案し、バランス、筋力、柔軟性を鍛える要素を盛り込んだ約15分の体操です。私も元気教室で体験しましたが、しっかりした体操なのでやってみるととても元気になりました。継続できていないことが悩みです。

一方で、かっぱ体操はちょっときつくてやれないという声も聞かれます。県のシルバーリハビリ体操などの普及もあわせて行い、体調によって調整できる方向が望ましいと考えますが、

どのように進められているのか伺います。

大きな2点目、耕作放棄地解消の取り組みについてです。

改正農地法、2009年の12月施行によって、農業委員会の役割が変わったと思いますが、施行から3年たちましたが、農業委員会の仕事、これまで農地転用事務がほとんどと言われてきましたが、全面的な改正によって農業委員会の役割も変わってきたと思われます。特に改正農地法における遊休農地に関する措置については、農地を効率的、かつ適切に利用することを目的に、農業委員会は毎年、農地の利用状況を調査を実施すること、その結果を踏まえた遊休農地の所有者等に対する指導、通知、公告、勧告を農業委員会が一貫して行うことになったとされています。この制度の周知徹底を図り、耕作放棄地削減に向けた沖縄宮古市農業委員会の活動が注目を集めているという、全国農業新聞の記事が目にとまりました。制度改正された時点でまずは法改正の周知を図り、適正利用を促し、各集落を回る説明会を実施した。その他、ポスターやケーブルテレビなどで啓蒙を継続した結果、放棄地から観光農園などに変わっている。5年間で放棄地153ヘクタールが再生した。年間30から40ヘクタールの放棄地再生を続けているようです。大規模であります。また、全国的に規模は違ってもさまざまな取り組みが展開されていますが、牛久市においてはその後どう拡大をしているのか。

牛久におきましては、耕作放棄地対策としては、農業委員会というよりも農業政策課が中心となっているようですが、現時点での取り組みについて。また、牛久市全体の耕作放棄地がどのくらいあって、現在どこまで解消に至っているのか伺います。

次に、TPP問題についてです。農業者を守る立場で農業委員会が協力団体としてかかわっておられるTPP問題について伺います。言うまでもなく、安倍首相が2月にアメリカを訪問、オバマ大統領と日米首脳会談を行い、TPP交渉参加を初め、沖縄の新基地建設、原発の再稼働と推進など、数々の国民の利益に背く対米誓約を行いました。安倍首相のTPP交渉参加への前のめりの姿勢を鮮明にしたのが、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったという訪米中の発言です。日米共同声明で交渉参加に障害はなくなったという認識を示したものです。しかし、その後、国会での質疑などを聞いていますと、首相は「交渉は全ての品目をテーブルにのせるもので、交渉の入り口で関税撤廃から除外するという担保は共同声明にはない」と答弁しています。例外扱いを求めても交渉次第で関税が維持できる保証などないということをお認めなのです。安倍首相は来週にも交渉参加について正式表明する意向を固めたと報道されています。皆さん御承知のように、TPPの基本は輸出入にかかわる関税を3カ国の間で全部なくしてしまうということです。TPPに加盟すると関税を撤廃するだけではなく、非関税障壁も撤廃するというのです。どんなことが起きてくるのでしょうか。

1つには、牛肉の月齢制限撤廃をTPPの参加条件にするよう、全米肉牛生産者協会がアメ

リカ政府に要求しています。せっかく日本政府が国民を守るためにつくった法律が、外国によって勝手に変えられてしまうことになります。TPP加盟によって日本という国のこれまでのあり方が崩壊してしまうと言ってもよいほどのことであり、このことは日本の歴史上、黒船来航や第二次世界大戦敗戦と同じくらい歴史的な重大事だと指摘をされています。

2つには、医療費に対する懸念もあります。アメリカは日本に対し株式会社にも病院を経営させるとか、薬の値段を決める審議会の委員にアメリカの業界団体の代表を入れるなどと要求してきていることです。でも、アメリカの要求どおりに薬の値段を決めたら、とんでもない高い値段になることは明らかです。以前、私も見ましたが、アメリカの医療の惨状を描いたマイケル・ムーアのドキュメンタリー映画、「シッコ」は衝撃的でした。入院患者に支払い能力がないとわかると、病院が路上に患者を捨てていく場面です。つくられた映画ではなくドキュメンタリーですから。皆さん、そんな日本にしてよいのでしょうか。そして、地方経済に対する影響も深刻です。公共事業に対しても、地域の建設業者の前に外国の巨大建設資本が立ち上がるようになります。これまで地元企業の商売を守ろうと工夫してきたことが、地方経済を壊滅に導くことになります。大震災の復興もTPPに加盟すると復興事業のほとんどを外国企業に持っていかれることになります。

食に対する影響はどうでしょうか。TPPに入って関税がゼロになれば、700%以上だった米の関税もなくなります。外国産の米の値段が単純に7分の1になるとは言い切れないけれども、2分の1とか4分の1とかの値段で売られるようになるかもしれないのです。日本の米農家は一気に衰退の一途をたどることになるでしょう。今でも日本の食料自給率はわずか39%。これは今でも先進国ではずば抜けて低く、砂漠の国や太平洋の小さな島の国と並ぶほどと言われています。農水省の試算では、TPP参加によってさらに下がり、13%になってしまうとのことです。それでも日本の食料自給率は低い、低い、と言われても、主食のお米だけは完全に自給できているのが現状です。しかし、TPPに参加するということは、日本も主食を輸入に頼ることになります。日本人は1日1人平均2,458キロカロリー分の食べ物を食べていると言われていますが、その内訳は1位がやはり主食のお米、2位は肉、卵、牛乳などの畜産物、3位は油、4位は小麦、現在お米はもちろん、野菜や魚、そこそこに自給できています。自給率が極端に低い品目は、油が3%、小麦8%、そして畜産物16%で、食の欧米化と密接なかかわりがあり、今後TPPの参加によってますますアメリカの要求に応えざるを得なくなります。

学校給食にも当然影響が出てきます。TPPに加盟すれば給食サービスのような小規模の事業にも外国企業が参入してくるようになります。地元の業者だけ選んで入札に参加させたいと思っても、そうした条件をつけることは協定違反とされてしまいます。TPPでは外国の企業

も自国の企業と同等に扱わなければいけないと決められていることから、現在のような地産地消よりも給食のメニューがハンバーガーとかフライドポテトになってしまう可能性も出てくるわけです。大事な食育や食文化が給食から壊されてしまうのではないかと、多くの教育関係者も懸念するところとなっています。

そのほか、BSE、狂牛病の危険度がアップすること、残留農薬、ポストハーベスト、遺伝子組み換え食品等々、表示義務が外されれば消費者は知らず知らずのうちに安全な食品から遠ざからざるを得ない、こうした問題が出てきます。よく、TPPは国の形を変えてしまうと言われますけれども、まるで日本がアメリカ合衆国の日本州に丸ごとになってしまうような問題ではないかと感じるところです。農業関係者はもちろんのこと、医療関係者、中小企業関係、建設、サービス事業、教育、その他ありとあらゆる国民生活にかかわるところで影響を受けてきます。農水省の試算の中には、国内総生産GDPが毎年8兆4,400億円失われ、350万9,000人が失業するとしています。

輸出がふえて経済にプラスだという意見もありますが、そういう具体的な試算はありません。賛否をめぐっては国を二分するような問題となっており、首相は一体どこを向いて政治をしているのか。国民の生活よりもアメリカと国民の1%に当たる大手財界のための政治をしているのではないかと批判が強まっています。

自民党は昨年末の総選挙で、TPPについては国民皆保険制度を守るとか、食の安全・安心の基準を守るなどと6項目を公約しました。ところが、首相は自民党政策集J-ファイルを公約ではないと言い出しました。国の方向を一転させるTPPへの交渉参加は自民党の公約破りとしか言いようがありません。さきの総選挙で自民党が圧勝したことは、国民が安定した政治を求めたからではないかとおっしゃっている議員もおりましたけれども、これが安定した国民の政治になるのでしょうか。アベノミクスで国民の目がごまかされているうちに、大変なことになるのではないかと危惧するものです。

2月28日には全国農業協同組合中央会、JA全中ですね、萬歳 章会長は、TPP交渉参加に対して自民公明両党にJAグループとして交渉参加に強く反対することを申し入れています。日米共同声明については、聖域なき関税撤廃を前提にしたものとしか理解できない、重要品目の除外が担保されていないと指摘をしています。日本医師会の横倉会長も日米共同声明を受けて、日本の国益に反する形でのTPP交渉参加に反対すると表明をしています。これまで全国でTPP交渉参加に反対する1,000万人署名運動が展開され、1,100万人を上回る署名を集めて提出をしています。JA全中を中心に、日本武道館で全国決起集会が開かれたり、全国各地でTPPに反対する集会が持たれています。また、全国の8割を超える地方議会では、TPPに反対する決議が採択され、牛久市議会でも昨年の3月議会においてTPP交渉

への参加方針に抗議し、撤回を求める請願が可決され、私たちの意思も国に提出されているところでは。

そこで、こうした状況の中で、農業委員会は組織的には別であっても農業者を守る立場から、TPPについてはJA全国中央会、県のJA等とも協力関係を持ってタイアップしてこれまで運動に参加してきたことと思います。特に農業に関しては、壊滅的な影響を及ぼすことから、いばらき全農の取り組み、そして農業委員会としてこれまでの取り組みの状況、そして今後の運動等について伺います。

次に、グリーンファームの機械管理について質問します。

農業法人グリーンファームは、耕作放棄地を解消することも主要な目的として平成23年2月に設立されました。社長は池邊市長、市が資本金1,000万円を投入し、議会での議決事項であります。25年度の当初予算においても、運営費補助は1,700万円、農業用倉庫建築費として1億542万円が計上されています。その農業法人グリーンファームにおいて、昨年11月、市税を投入して購入した農業用トラクターが盗難に遭ったとの情報を聞きました。市道7号線沿いに設置されている同社の敷地から盗難されたというものです。そのトラクターには損害保険が掛けられていたので、盗難されたトラクターの車両代はおおむね担保されることなのですが、地域住民を初めとする多くの市民からは、大型のトラクターが盗まれることは常識では考えられない。一体グリーンファームの機械管理はどうなっているのかとの声が寄せられています。

調べていくうちに平成23年ころから全国でトラクター等の農機具の盗難事件が多発しているようで、市のホームページにもJAいばらきのチラシが張りつけられています。全国で5万枚のチラシを配布し、盗難防止を呼びかけている最中に起きた事件であることがわかりました。盗難を防止するために呼びかけたチラシには、1. 田畑に機械を放置しておかない、2. 鍵は必ず抜くこと、3. 保管した倉庫には必ず鍵をかけておくこと、4. 市販のハンドルロックやワイヤーロープを使用する、倉庫の中であっても安心せず、盗難防止用チェーンでしっかり施錠を行うこと等が書いてあります。11月13日に盗難に遭ったと聞いていますけれども、うしくグリーンファームにおいてはトラクターをどのように管理していたのか伺います。

また、今回の盗難事故において、警察での捜査対応等について伺います。

さらに、この今回の盗難事故を契機としまして、再発防止をどのように考えているのか伺います。

最後になりますが、ヒ素検出地域の公共施設に県南水道を布設することについてです。

平成20年から23年度の間、県南水道では奥原工業団地まで開通をさせました。事業費は約8億3,000万円の工事です。まず管が開通したことによって、奥原工業団地ではどの

くらいの水道水が使われるようになっているのか伺います。そして、ヒ素が検出された中央保育園、近隣には奥野小学校、二中、奥野生涯学習センターなど、公共施設が密集しています。保育園、学校などは子供たちの安心・安全のために県南水道をつなぐべきと考えますが、見解を伺います。

皆さん、既に御承知のように、昨年11月に牛久市正直町市立中央保育園において井戸水を検査したところ、ヒ素が検出された。水道水の基準では0.01ミリグラムのところ、2.7倍の0.027ミリグラムの濃度であります。ヒ素と言いますと、昭和30年のヒ素ミルク事件、平成10年の毒物混入カレー事件など、記憶に浮かぶ一大事件のイメージがあります。それに比べては全く問題ないというような意見も聞かれますけれども、保育園でヒ素が検出されたということで、幸い東日本大震災以降、園児は水筒を持参しており、井戸水の飲用はしていないとのことでした。飲用水と調理用水、及び園児の手に触れる水は非常用のペットボトルと、また向原保育園の県南水道水で対応。事件が起きてから現場では毎日向原保育園からポリタンクで水を運び、使った食器は再び向原保育園まで運んでいるなど、非常事態だったようです。その後、浄水器が設置されて、現在は落ちついているようですが、基準値を少しでも超えたヒ素が検出されたということでの対応は、やはり現場ではどんなに大変なことだったかと思われれます。4月から中央保育園は廃園となり、奥野小学校に社会福祉協議会が運営する保育園として移転する予定となっています。

そこで、この地域は、県南水道が引かれているわけですから、やはり設置をするべきではないかと考えます。

また、この一般質問を通告している間に、刈谷団地内でもヒ素が検出されたと回覧が回ってきて大変驚いています。刈谷町地内では、水道水基準をやや上回る0.04ミリグラム、その後2月14日には周辺の10カ所から抽出の検査をしたところ、さらに2カ所から0.01と0.014が検出されたと書いてあります。この回覧文書は、牛久市そして県南県民センター、竜ヶ崎保健所の連名の文書です。そこには井戸水を飲用として使用されている場合として、牛久市におきましては、ヒ素以外にも六価クロム化合物やトリクロロエチレン等による地下水汚染が確認された地域もありますので、安心・安全な飲用水の確保のため、上水道に加入している方は水道水をお飲みください。上水道の管が近くまで布設されていて、接続されていない方は、上水道への加入をお勧めしますと、水道への接続を促しています。

刈谷団地内では水道が敷かれておりますので、あとは自己責任で接続ということになると思います。竜ヶ崎保健所にも問い合わせてみました。自然界にはヒ素が存在し、海、川沿い、沼近くではヒ素が検出されることもあるとのことでした。ヒ素と言えば毒性が強く、農薬やネズミを殺す薬剤、木材の防腐剤など目的に利用されてきているのです。また、先ほど言いました

カレー事件などでの推定致死量は100から300ミリグラムと言われておりますので、0.01から0.04ミリグラムの範囲は健康に影響はない範囲とのことで、少しは安心しましたけれども気持ちのよいものではありません。こうした民家に対しては安心のため水道に切りかえてくださいと言っているわけですから、公共施設につながらないということはありませんが、答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の具体的な耕作放棄地解消の取り組みにつきましてお答えしたいと思います。

市内の耕作放棄地の面積は、平成19年度において約430ヘクタールとなっておりますが、平成19年度から現在まで、市担い手協議会、うしくグリーンファーム株式会社、イオンアグリ創造株式会社及び奥野小地区社会福祉協議会など、さまざまな団体・個人が実施主体となり、国及び県の交付金を活用しながら耕作放棄地の解消を事業化してまいりました。また、解消面積の合計は約28ヘクタールであり、うち、市が誘致したイオンアグリ創造株式会社につきましては、当市の農場整備を皮切りに、全国で9カ所の農場を運営しておりますが、その中でも牛久農場が最大規模の農場であり、事業開始後も独自に解消作業に取り組み、その解消面積はこれまでに約3.3ヘクタールとなり、また、市担い手協議会とうしくグリーンファーム株式会社につきましては、現在再生作業中のものを合わせて約23ヘクタールの畑地の再生を行っており、市内の耕作放棄地解消に大きく貢献しているところでございます。

耕作放棄地対策では、その再生作業自体も大切ですが、再び荒廃しないようにその土地で営農を継続させていくことが何よりも重要でございます。そうしたことから、うしくグリーンファーム株式会社では、耕作放棄地を再生した畑地において、小麦、じゃがいも、菜種などの栽培を中心に営農を継続し、さらに収穫した農産物を学校給食などに提供し、地産地消をますます推進していく計画でございます。したがって、市といたしましては、その活動をさらに充実させることが耕作放棄地対策を推進する上でも非常に重要であると捉え、今後ともうしくグリーンファーム株式会社と一般農業者との連携した輪作体制の構築と解消した耕作放棄地を集約して一般農家に貸し出すことを目標として、営農活動を積極的に支援してまいる所存であります。

次に、うしくグリーンファーム株式会社の機械管理についてでございますが、市あるいは市担い手協議会が保有する農機について、農機具でございますね、使用貸借契約を締結した上で同社が管理しているところでございます。したがって、昨年11月13日の夜にトラクタ

一が盗難された際には、翌日にうしくグリーンファーム株式会社が牛久警察署に被害届を出し、現在捜査が進められているところでございます。また、翌日には、桂町においても被害が発生している状況でございます。県内のトラクター盗難件数につきましては、平成24年では74件、平成25年におきましては、1月だけでも既に24件、2月までには49件というふうに聞いておまして、とりわけ県南・県西地域で多発しております。牛久市内におきましても、上柏田、小坂町、桂町、島田町、女化町など、多くの農家が被害に遭っており、牛久警察署も夜間の警ら強化するなど全力を挙げて捜査をしているところですが、いまだに事件は解決しておりません。

また、再発防止策については、盗難事件後、集出荷場において防犯カメラの増設、フェンスの設置及び門扉の強化を行い再発防止を図っております。

なお、常総市議会におきましては、2月19日付で茨城県警察本部長及び常総警察署長に対しパトロールの強化や早急の犯人逮捕の要望書を提出したところでございます。

ちなみに、3月7日の読売新聞におきましては、容疑者が逮捕されたという記事が出ておりますので御参考に申し上げます。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

**○議長（柳井哲也君）** 保健福祉部長清水治郎君。

**○保健福祉部長（清水治郎君）** 続きまして、御質問1番、高齢者が安心して暮らせるためにについてお答えいたします。

高齢者のひとり暮らしは、昨年4月現在で1,455名を確認しており、見守りが必要な方は見守り台帳に登録していただき、地域包括支援センターや地区社協のサポーター、民生委員が訪問して見守りに取り組んでおります。しかしながら、高齢者の孤独死は今年度2件把握しております。いずれも見守り台帳に登録はなく、近所の住人からの通報や地域包括支援センターの職員の訪問により発見されました。1月末現在、見守り台帳には4,146名の市民が登録されておりますが、まだ埋もれている市民も多く、足立区の見守りネットワークや他自治体の事例等も参考に、本年度システムの見直しを図り、更なる登録勧奨・ネットワークの整備を進めてまいります。

緊急通報システムにつきましては、杉森議員へも答弁致しましたとおり、牛久市ほか稲敷地方広域市町村圏事務組合の市町村で検討していくとともに、通信インフラの整備も必要であり、将来的には光ケーブル等の施設、デジタル化等の新システムへの移行が見込まれると考えております。

また、「おたすけ隊」の話題はシルバー人材センターの委員会においても上がっておりまして、センターでは平成15年度からごみを集積所に持ち出せない高齢者や障害者33名を対象



に、廃棄物対策課との協働による「ふれあい訪問収集事業」として、安否確認を伴ったごみ収集を行っており、牛久市でも同様のニーズが見込まれることから、サービス内容や運営方法等、実現に向けて検討を進めているところでございます。

かっぱつ体操の普及に関しましては、普及員の数も24年度の養成研修が終了して253名を数え、現在35の行政区で月1回から多いところでは毎週3回、体操を実施して普及に当たっております。また、シルバーリハビリ体操指導士を兼ねている方も多く、5行政区で同様に普及しております。牛久市には1級から3級の指導士が合計46名いらっしゃいまして、各行政区で指導を行っております。今後も介護だけでなく医療も含めた給付費の削減・介護予防を実践する上で必要不可欠な人材・事業となりますので、なお一層の支援をまいります。

○議長（柳井哲也君） 農業委員会事務局長土井 清君。

○農業委員会事務局長（土井 清君） 2番①改正農地法による農業委員会の役割についての御質問にお答えいたします。

まず、農地法の改正についてですが、世界的な食糧危機や、我が国の耕地面積の減少を背景として、「農地を最大限に利用すること」及び「これ以上の農地の減少を食いとめること」により、国民に対する食糧の安定供給を確保することを主な目的としており、農地政策の基本原則でありました自作農主義を転換し、賃借等により耕作者に農地を集積することで、農地の効率的な利用を促進することを新たな基本原則に捉えるものとなっております。

農業委員会といたしましては、これまでも市農業政策課と連携して、久野地区で遊休農地37アールを集積し、農業委員みずからが機械を持ち寄り、伐採、抜根、耕起することにより、農地を再生し菜種を播種して、モデル事業を実施しております。

今後も、地域の担い手の育成と効率的な農地利用との整合性の確保、毎年1回の農地の利用状況の調査と日常的な把握など、新たに農業委員会の役割となっておりますので、これまで以上に地域の実情の把握に努め、情報の提供や調整など、市農業政策課と連携して、耕作放棄地対策として、農用地の利用集積等経営の合理化を推進するため取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、TPP（環太平洋連携協定）への交渉参加につきましては、さきの日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として、近く交渉参加を正式表明する見通しとの報道なされておりますが、例外品目が認められたとしても、農業面への影響は避けられそうにないことから、今後の動向を注視し、農業委員会系統組織とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 最後に、御質問3番のヒ素検出地域の公共施設に県南水道を

つなぐことについてお答えをいたします。

初めに、県南水道の工業団地での使用状況についてですが、平成24年5月2日付で、奥原工業団地、桂工業団地への供給を開始し、2事業所で使用されております。平成24年6月分から平成25年2月分までの9カ月分の使用水量は18万6,847立方メートル、使用料金は6,922万2,210円でございます。

奥野地区の公共施設に県南水道を接続することについてですが、ヒ素化合物が検出された中央保育園は、現在浄水器を設置し、ヒ素化合物を除去しております。本年2月2日の水質検査結果は、1リットル当たり0.029ミリグラムでありましたが、浄水器取り付け後の測定値は、水質基準1リットル当たり0.01ミリグラムを大きく下回る1リットル当たり0.001ミリグラム未満で不検出状況となっております。なお、中央保育園は、来年度奥野小学校への移設が予定されておりますが、引き続き奥野小地区社会福祉業議会で利用する計画であります。

また、奥野小学校、牛久第二中学校、奥野生涯学習センターについては、井戸水が安定的に供給されており、水質についても水道法に定められた検査を行い管理しているため、現在のところ県南水道に切りかえる予定はございません。

なお、県南水道においても、現在のところ奥野地区の公共施設への接続の計画はございません。以上です。

○議長（柳井哲也君） 21番鈴木かずみ君。

○21番（鈴木かずみ君） 再質問を行います。

孤立死対策というところですね、全体の対象者が4,144人ということでしたけれども、今そういうことをやっても本人が拒否してなかなか情報提供まで至らないという方が多いというふうに聞いているわけですが、牛久市では本人が拒否することによってその行政区に情報できないという方が何人ぐらいいらっしゃるのかということを確認させていただきます。

次に、緊急通報システムには、今後ということでありましたけれども、これは通告しておりませんので要望になりますが、現在のシステムにおいても例えば子供さんと同居している方は受けられないということになっているわけなんです、昼間お1人で生活して、体調も悪くて不安を抱えていらっしゃるという、そういう高齢者の方も希望している方がいるわけなんです、そういう場合の設置についてあわせて検討をお願いしたいと思います。これは要望となります。

耕作放棄地の取り組みの中で、農業委員会として独自に行っていくことはないかということなんです、例えば東日本大震災による福島原発事故の後に、再生可能エネルギーが推進されているわけなんです、太陽光パネルの設置事業等によって耕作放棄地などに設置される事例

も聞いておりますが、牛久市の農業委員会が許認可している太陽光パネルの設置が民間であるというふうにも聞いておりますけれども、具体的な場所と面積、そしていつからなのか、その事業計画の概要について伺いたいと思います。

それから、TPPについてなんですが、取り組んでいかれるということでしたけれども、農業委員会窓口であるわけですが、情報としてもう少し詳しい情報がありましたらお伺いしたいと思います。

それから、市長にお尋ねをいたします。このTPP交渉の参加について、本当に市民に対していろいろな、さまざまな影響が出てくるわけですが、市長としてどのような見識をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。市民生活を守る立場でぜひアクションを起こしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

それから、グリーンファームの盗難事故についてです。盗難に遭ったトラクターというのは、金額は幾らのものなのでしょうか。そして、何台、幾らぐらいのトラクターが設置されていて、どういうものが盗難に遭ったということなのでしょうか。また、保険に入っていたということなんですが、どこの保険会社なのか伺います。また、幾ら掛けていたのかということ、掛金です、それから補償金額、何割保障なのかということについても伺いたいと思います。

それから、昨年9月21日付で「農機具の盗難多発に注意を」というJAのチラシが発行されているわけなんですが、その後の出来事であります。全国で警戒をしている最中になぜ倉庫から出しておくようなことをしたのか。まるで盗んでくださいというようなものではないか、というような感じもするわけですが、この対策費としてでしょうか、1億円を超える農業用の倉庫の建築費が計上されているわけなんですけれども、こうした立派な倉庫建築されたとしても、再発する可能性もあるのではないかと思います、その点についてどのように対応していかれるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、グリーンファームの決算状況について、この本来なら3月議会に提出されるということで、まだできていないということでお話があるわけなんですが、何か問題があってできないのか、また、いつ提出される予定なのかということについて伺いたいと思います。

また、ヒ素の検出されている地域の公共施設については、県南水道は通さないという答弁だったんですが、では、何か問題が起きてからなら通すということなのかどうか、その点について伺います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の再質問ですが、TPPについて私の個人的な考え方を聞いても世の中変わりませんが、特別、一言で言えば、立場、立場によって考え方は相当違うだろうと思っております。ただ、私の基本的な認識で言いますと、戦後日本、敗戦から立ち直り、

高度成長期を通じて、そしてバブルまでいって、その崩壊後20年間、さまざまな時間を過ぎてくる中で、私も市長になっていろいろ直していることの一環ではございますけれども、戦後長年時間かかってつくられた社会秩序、またさまざまな組織、これは、特に私は自治労だとかそういう公務員制度だということではぶつかっておりますけれども、要は、さまざまな仕組みが、この戦後60年を過ぎてくる中で、よかったものが逆に一部の人の特権的な立場を守ったり、利権を守ったりということで、それが非常に世の中を新しい時代に、少子超高齢化の安定した経済社会というものを再構築する過程の中でそれぞれの社会的立場の方々の大なり小なりのプラスになる人、チャレンジ精神を持つて人にとっては邪魔だし、逆に楽しんで今までの生活を守りたい人にとっては非常に危険な動きだし、さまざまな動きがあるというように思っております、その、誰の立場に立って発言するかという問題ではございますけれども、少なくともきょうは傍聴席にJA竜ヶ崎の専務理事がいらっしゃいますのではっきり申し上げますが、牛久市の農業、農家をいかに守り、逆に牛久の農業の生産というものを、地産地消も含めて食文化というものがちゃんと生かされて、毎日何十グラムかの保存料やら化学物質の入った食品を食べて、きょうもいろんな質問にございましたが、私の個人的見解ではアレルギーだとかそういうのも、そういう加工食品ばかり、工場でするものばかりですね、保存料、それからいろんな色素、そういうもの、化学物質をいっぱい混ぜた食品をいっぱい食べてるからいろんなことが起きるんじゃないかというように思っておりますので、そういうものも牛久で有機質でちゃんと農業を守り、そして市民の食料をちゃんと自前で、目の前で、農薬やらそういうものもちゃんと管理して、安心した食料を牛久で生産する。そのためにも、今までの農家の方、跡取りのいない方はしようがありません、しかし、若い人で農家経営にチャレンジしてる人たち、また、今現在一生懸命 農業の経営の中核で頑張っている人たち、そういう人たちと連携して、牛久の地産地消というもので牛久市民に対して安全・安心な農産物を提供する、そういう本来の農業を確立したい。そういうことでうしくグリーンファームもつくっているわけでございます。

ただ、盗難という問題がありまして、いろいろ御指摘をいただいているわけではございますけれども、盗難につきましてはたったその日だけ、あの70坪の倉庫を兼ねている事業所が狭いために、いろんなものを入れて置き切れないということで、倉庫の裏に鍵をかけて隠すように置いたんだけど、その間髪を入れず持っていかれたちゃったということでございまして、担当社員からは厳しく注意をし、始末書もとりました。そして今後、どんなことがあっても事業所内の空間をよく整理整頓して、大事な農機具は倉庫の中にちゃんと入れて、そして鍵を閉めて帰ります、ということで確約をとりました。そういう意味で、鈴木議員の御指摘は非常に厳しいことではございまして、本人たちも一生懸命反省して、私も社長という立場で反省もして

おります。しかし、その本来の牛久市民に対して安全・安心な農産物を本格的にこれからうしくグリーンファームが機動力を持って既存の専業農家の方々、また兼業農家の方々と手を携えてやっていこうと。その中に、農業委員会においては農地の集約化の事業に特化して力を入れるようにという指導もしてございます。ぜひとも食べるものを外国にばかり頼る、そして、高いか安いだけで食糧を買う、そういうことについては、国際的に見ますと、韓国においては1年分の小麦、さまざまな食糧を備蓄してございます。スイスにおいてもしかりでございます。スイスにおいてはまさしく小麦は古麦、新麦は食べません。1年間貯蔵しておいた古麦から食べ、そして、どんなに周りから、諸外国から安いものが入ってきても、自分たちは高くても国内のものを買って食べる、そういうことがスイスの国民には浸透しております。そういうことで、私たちの国の農業施策も、最終的には私たち一人一人の国民が、自分たちの食糧についてどういうふうを考え、どういう行動をするかということございまして、その基本を忘れないで私たちはこの牛久の市政運営、田舎町ではありますけれども、1つのちゃんとした、一寸の虫にも五分の魂、そういうものをちゃんとはっきりする必要があるのではないかと考えておりまして、TPPについては余り感じておりません。要は、農業に関して言えば、TPPがやろうがやるまいが、どうのこうのしようが、今はそれ以前の問題でございまして、どんどん今は農業をやる人がいなくなっちゃっています。もう70代ですよ、中心が。若い人たちはこの両手両足で数えるくらいしかまだやってません。そういうTPPがあろうがなかろうが、日本の農業が破綻するような状況にいる中で、そんなことよりももっと足元を固めていく、もっと基本に立ち返っていく、そういう姿勢が牛久には必要ではないかというふうに思っております。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答え申し上げます。

現在、台帳には4,000名を超える方が登録されておりますが、登録を希望されない方の数は押さえてはございません。市としましてはこの制度の周知に努めるとともに、今現在各行政区での活動が活発化してきてございますので、それを御支援しながらよりよいこの制度をつくり上げていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 鈴木議員の再度の質問にお答えいたします。

数点質問ございました。

まず、盗難されたトラクターの金額と、何台あるのかというようなことでございますが、盗難をされたトラクターにつきましては、76馬力のトラクターで、購入金額は597万円でございます。

それと、現在130馬力のトラクターが1台、これ1,000万円以上するトラクターが1台と、20馬力、約180万円のトラクターが1台、2台所有をしてございます。

それと、これは盗難に伴いまして保険金等の関係でございますが、保険につきましては、JA共済保険のほうを加入してございました。月々5万2,470円を支払ってございます。その中で、盗難による全損というようなことで、2月5日に505万円の保険金の振り込みがございました。保険金のほうが505万円戻ってございます。

それと、倉庫から出しておいたのかということですが、これは先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、その日に限って麦が、今年度分の麦が倉庫に入っていて、その日に限って裏に鍵をかけて置いたんですが、もうその日に限って盗難に遭ってしまったというのは事実でございます。

それと、グリーンファームの決算状況についてでございますが、昨年はこの3月の議会の全員協議会で決算状況のほうを御報告申し上げました。事業年度が2月から1月末までの事業年度で、昨年と同様にしますと、まだ決算が済んでいないというようなところで御報告するのじゃなくて、今回は6月議会の前に、決算も全て、税務署のほうの申告が全部終わった時点で、6月の議員全員協議会の中で御報告申し上げたいと考えております。

それと、県南水道と公共施設の接続というような問題ですが、問題が起きてから接続するかというようなことで御指摘ですが、問題が起きてからというようなことではありません。いわゆる今、県南水道が今回埋設されたばかりで、ここから支管を、いわゆる枝管を持っていくについては相当の費用がかかってまいります。その辺のところは計画的に捉えて実施していきたいと、要望をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（柳井哲也君） 農業委員会事務局長土井 清君。

○農業委員会事務局長（土井 清君） 鈴木議員の再質問で太陽光発電パネルの設置状況についての御質問にお答えいたします。農地法の申請があったものにつきましては、これまで1件、平成24年10月に農地法第5条の許可をしております。申請者は民間の事業者で、城中町地内の畑約70アールに発電出力約500キロワットの太陽電池モジュールを設置するもので、全て電力会社への売電となっております。現在整地作業中であることを確認しております。

それから、TPPの問題につきましては、農業委員会系統組織からまだ具体的な方向性が示されておりませんので、今後動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時19分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。

通告順に従って質問をいたします。

まず最初に、都区内りんかいフリーきっぷ廃止の問題についてであります。

JR東日本は、去る1月28日、都区内りんかいフリーきっぷを3月31日をもって廃止すると発表しました。その理由は、お客様の利用状況を踏まえということだけでありました。これを見る限り、利用者の声は全く聞いておらず、JRの一方的な廃止と言わざるを得ません。都区内りんかいフリーきっぷは2006年突然廃止された東京自由乗車券復活運動で復活し、販売されたものであります。この運動は約1年連続き、常磐線沿線の各市町村や議会、県知事まで広がり大きな世論となり、運動ともなりました。そしてその年の暮れ、東京自由乗車券が都区内りんかいフリーきっぷとして2007年1月15日から発売されることが明らかになり、利用者に変喜ばれました。JRはそのときと同じように、利用者の意見を全く聞くことなく、一方的に廃止しようとしております。先月2月21日、党の国会議員と牛久、筑波、龍ヶ崎の市議会議員ともども、JR東日本本社にて交渉を行いました。JR東日本は都区内りんかいフリーきっぷ廃止の理由を、1つには利用者が3割減っていると。しかし、新聞報道では15%から20%となっておりました。2つ目では、往路での途中下車ができなく、利便性が悪い。3番目には、都区内りんかいフリーきっぷの利便性は残していると。紙の切符は廃止する方向と。これを見てもわかるように、JRは全てをSuicaに切りかえる方向だということがわかるわけであります。

JRを通勤・通学など頻繁に利用しない人はSuicaを持たない人がほとんどではないでしょうか。さらに、Suicaには割引制度、さらには2日間利用できる制度もありません。フリーきっぷには割引があり、往路での都区内乗り降り自由で2日間利用できるというのが利用者にとって大変便利な切符となっております。突然の出張や派遣、パート、アルバイトなどの仕事に、介護やお見舞い、友人・知人宅への訪問などに多くの人たちが利用しております。JR東日本の廃止理由は、利用者として納得できるものではありません。東京自由乗車券復活運動は、牛久から始まりました。今後、議会や、また議会の特別委員会、交通体系特別委員会等にもぜひお願いをしたいと思っております。都区内りんかいフリーきっぷ存続を牛久市とし

でも取り組んでほしいと思い、市長の考え方をお尋ねいたします。

次に、ハートフルクーポン券の年度別販売・換金結果の公表についてであります。

牛久市は、今年度のハートフルクーポン券の発売が好調で、増額され6億円となりました。この効果も大きく期待できるのではないかと思います。今年度からイズミヤを除く大型店は利用できず、市内事業者に限られ、どこにその効果があらわれるのか疑問に思われている方も多いと聞いております。県内でこのようなプレミアつきの商品券を発行しているのが、今年の9月現在で日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、これが3億円、最も高額となっております。牛久市はその倍となっているわけでありまして。決算特別委員会では、業種名の売上高は報告をされましたが、事業者別の報告はありませんでした。先日、商工会にこの事業者別の利用状況を公開してほしいと申し入れをしましたが、公開できないとのことでありました。貴重な税金を使って投資した結果を公表するのが当然と考えます。

そこで質問をします。ハートフルクーポン券の年度別販売・換金結果の公表、そして事業者の公表をすべきと考えますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

続きまして、行政財産売却についてであります。

今年の12月議会において市長は、事業者が一度市道を許可なく売ってしまったと述べております。御承知のように、市道は行政財産であり、売却するなどということは到底考えられるものでありません。もし、事実であれば重大問題であります。売却が事実ならば所有権も当然移転されているのではないかと考えられます。その道路の号数と面積、利用状況をお尋ねいたします。

次に、新エネルギー対策の現状と今後の方針についてであります。

今年度、新エネルギー対策室が設置をされました。約1年間活動されたわけですから、現状と今後の方針について質問をするものであります。牛久市の環境問題は、環境を守り育てる条例に基づいて、環境基本計画、エコオフィス行動計画、バイオマスタウン構想、地域エネルギービジョンとなってくると思います。しかしながら、牛久市における環境施策はなかなか見えてこないというのが現状だと考えております。バイオマスタウン構想、公共施設への太陽光発電は進行中だとは思いますが、今後の市の環境計画、どのように考えているのか。環境基本計画は平成18年から23年度で終わりました。エコオフィス行動計画は第1次が平成13年から17年まで、第2次として18年から22年度となっております。どちらも期限が切れております。3.11大震災、福島原発事故以来、環境問題や新しいエネルギーに対する考え方も大きく変わってきております。第3次総合計画に基づく環境基本計画などの作成は急ぐべきではないかと考えます。牛久市の環境問題についての現状と、今後の方針についてお尋ねをいたします。



続きまして、交通弱者対策の現状と今後の方針についてであります。

昨年3月に牛久市地域公共交通総合連携計画が策定をされました。この問題につきましては、何度も本会議場で質問をしてきました。そしてその計画ができたわけでありますが、高齢者の移送サービスとしてのデマンドタクシー等は十分進んできたとは思いますが、市内の交通弱者対策についてはこれからではないかと思えます。この計画の策定に当たっては、「目的として将来に向けて利便性の高い地域公共交通体系を構築するために、方針、施策を設定するものです。」というふうになっております。コミュニティバスかっぱ号、そしてデマンドタクシー等の運行状況を聞くとともに、この計画、牛久市地域公共交通総合連携計画、この目標は10年間であり、5年ごとに計画の達成状況を把握することになっております。もう1年がたちました、今後の方針についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員の御質問のうち、新エネルギー対策の現状と今後の方針についての御質問にお答えします。

新エネルギー対策室の現状についてですが、牛久市では、平成22年2月に牛久市地域エネルギービジョンを策定し、20年に公表したバイオマスタウン構想とあわせ、施策を進めております。ビジョンでは、新エネルギー、省エネルギー導入について10のプロジェクト案が示されておりますが、プロジェクトの1つ、バイオマスタウン構想にも位置づけられたBDF製造事業については、既に協定を締結している龍ヶ崎市・阿見町・取手市に加え、土浦市とも協定を締結し、廃食用油の回収とBDFの供給など、連携と活用の輪が広がってきております。特に、土浦市では公用車のほか、1月からコミュニティバスキララちゃん号での利用も始まっており、現在の4市町を初め、今後も自治体や事業者等に随時利用を拡大していくよていであります。

さらに、BDFについては、東日本大震災の教訓から、非常用燃料としての利活用も見込めるほか、発電用として活用できる新たな可能性も出てきたことから、昨年のおしくみらいエコフェスタ開催時にBDFによる発電で屋外ブース全体の電力を賄う実証を行い、現在実用に向け試験運転を行っているメーカー等から情報収集をしているところであります。

次に、プロジェクトのまた1つであります太陽光発電の導入につきましては、国のグリーンニューディール基金を活用し、災害等で電力供給が遮断された際に、施設で必要とされる必要最低限の機能を維持できるよう、太陽光発電、蓄電池等の整備を進めております。本年度と来年度の2カ年で、災害時対策本部が設置される市保健センターと地域の防災施設となる奥野及

び三日月橋生涯学習センターに設置を計画しており、本議会に予算案を提出させていただいております。

また、同じくプロジェクトにある電気自動車の導入につきましては、昨年9月に日産プリンス茨城販売株式会社との災害協定により、ひたち野うしく小学校体育館に停電時に電気自動車を接続し、電気を供給できる充電器EVステーションを設置いたしました。25年度に電気自動車1台の購入を予定しております。なお、このEVステーションについては、保健センターの太陽光発電整備時にも導入を計画しております。

公共施設の電力については、平成24年度でPPSに移行可能な27施設については全て移行し、節電行動とあわせ、電気使用料の抑制を図っておりますが、昨年4月の電気料金の値上げにより、22年度に比べ約5,000万円の電気使用料金の増額が生じている現状にあります。

最後に、環境基本計画へエネルギー政策がどのように盛り込まれているかとの御質問でございますが、当該計画は、牛久市環境審議会に諮問し審議中でございます。

今回の改定では、18年度に策定した計画の見直しとあわせ、震災後の放射能問題及びエネルギー問題についても御審議いただきたい旨の諮問をいたしました。現在、審議会での意見のとりまとめが進んでいる状況ですので、今後お知らせしてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

**○議長（柳井哲也君）** 建設部次長沼尻輝雄君。

**○建設部次長（沼尻輝雄君）** 私のほうからは2点の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の都区内りんかいフリーきっぷの廃止についてお答えいたします。

牛久市においては、JR常磐線牛久駅、ひたち野うしく駅での1日の平均乗降客数の合計が約4万人と多く、この情報に対して市民も高い関心を示しております。

都区内りんかいフリーきっぷについては、平成25年3月31日利用開始分の販売をもって終了することがJR東日本より発表されております。この廃止についてJR東日本に確認したところ、2001年から運用が始まったスイカの利用が定着いたしまして、特に2007年からJR以外の鉄道や路線バスで利用できるパスモとの相互利用が始まったことでスイカの利用が大きく伸び、それに伴いフリーきっぷの利用が減少したとのことでした。

牛久市としても情報収集に努めるとともに、市民の要望を踏まえ、経済性及び利便性の高いフリーきっぷの存続について、常磐線沿線自治体や関係機関とともに連携をしながら、JRに対し常磐線利便性向上の要求の中に取り入れられるように協議してまいりたいと思っております。

次に、5番、交通弱者対策の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

平成24年3月に公共交通の充実を図るために、市民、交通事業者、行政など、多様な主体が参加、連携して同様の目標、方針のもとで取り組むための共有ビジョンとして「牛久市地域公共交通総合連携計画」が策定されました。

この計画では、公共交通を確保・維持・改善するために18の施策を設け、さらにその施策を短期・中期・長期に実施するよう、施策として優先順位をつけております。

短期に実施する施策の1つとして、「コミュニティバスかっぱ号の再編」を重点プロジェクトとして位置づけしており、平成25年4月から新方車両3台導入するとともに、朝夕の通勤・通学者のための通勤ライナー2路線を新設し、既存路線につきましても大幅な再編を実施いたします。

今後の再編の考え方につきましては、民間路線バスが運行されていない一定の需要が見込めるエリアを新規路線として設定しています。

これらは、連携計画の基本方針にあるとおり、幹線道路を運行する既存の民間バスの路線と住宅街を運行するかっぱ号とがそれぞれ役割を担い、バス事業者と市が協力、共存し、市民の利便性が向上するよう市民、交通事業者、学識経験者、行政等で構成する牛久市地域公共交通会議において議論を重ねてまいりました。

交通事業者と連携した具体的な取り組みとしては、4月から運行を予定している通勤ライナーにおいて、市内区間における民間バスとかっぱ号とで使用できる共通回数券を発行し、市民が利用しやすい環境を整えております。

また、人口の集積が低く、バス路線の配置が難しいエリアや、バス停までの徒歩移動が困難でバス利用ができない方、そして車利用ができない子育て中の方などの交通弱者対策としては、デマンド型の移送サービスを導入している自治体が県内でもふえてきております。

デマンド型でも福祉有償運送、過疎地有償運送、二小学地区社協が実施している相互扶助の移送サービス、そしてタクシー事業者と連携した移送サービスなど多くの手法が考えられることから、NPOやタクシー事業者と等の各事業主体とのデマンドに関する情報交換、さらにそれぞれの運行事業の有効活用策や利用促進策についても意見交換をしております。

少子高齢化が進展する中、将来に向けてデマンド型の移送サービスは必要になるものと考えておりますので、継続して各事業主体との情報交換、先進地の事例研究を行い、まずは現状と課題を明確にして、誰もが移動手段を確保でき、維持していくことができる公共交通体系・仕組みづくりを検討してまいります。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 私からは御質問2番のハートフルクーポン券の年度別販売及び換金結果の公表についてお答えをいたします。

ハートフルクーポン券の発行及び運営は、平成16年度から平成23年度までは牛久市商工会が行い、今年度より牛久市観光協会にて行っております。

平成23年度までの運営に関しましては、プレミアム分及び運営経費について牛久市商工会に対し、市から補助金を交付し、各年度ごとに実績報告の関係書類として、業種ごとの換金実績については報告を受けてございます。しかし、個別の事業者名と換金額についての資料は、市では持ち合わせておりません。

今年度の販売及び換金の実績に関しましては、3月31日の事業期間終了をもって確定した金額をもとに、牛久市補助金交付要綱に基づいた実績報告書を提出することとなっております。その際に取りまとめた結果について、市の情報公開条例に基づいて情報公開をする予定であります。個別の事業所名の公表は各事業所の競争上の正当な利益を害するおそれがあり、公表する予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

**○議長（柳井哲也君）** 建設部長益子政一君。

**○建設部長（益子政一君）** それでは、私のほうからは御質問3番目、行政財産売却についてお答えいたします。

牛久小地内の校庭内道路、いわゆる赤道の売却につきましては、平成17年に公有財産用途廃止・有償払い下げの申請書が提出されましたが、隣接土地所有者の同意が得られていないため許可されておらず、払い下げをした事実はありません。

当該道路用地は、国からの一括譲与により移管された土地であり、通称赤道であり、法務局においては登記簿のない公図上に表示された道となっております。市道の号線の指定はございません。面積につきましては12.94平米でございます。

当該道路用地は、土地の購入者と土地を販売した業者との契約締結時に道路用地の払い下げが受けられるとの特約条項により購入した経緯があります。

現在、この対応として、道路用地が土地の購入者の宅地として使用されていることから、本市の顧問弁護士と協議し、土地を販売した業者と土地の購入者に対して内容証明を送付しており、損害賠償、道路用地の返還を求め、訴訟の協議を行い、解決に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

**○議長（柳井哲也君）** 22番利根川英雄君。

**○22番（利根川英雄君）** 都区内りんかいフリーきっぷの廃止の問題について確認をしたいと思います。牛久市としては、存続を求めるということで県南地域の各市町村との話し合いを進めていくということでもいいのかどうか、その点を確認したいと思います。

それと、ハートフルクーポン券、公表しないということですが、市の税金が使われております。その金額、換金額も含めてですね、公表してほしいという意見も多々あるわけでござ

ざいます。企業の利益というふうに言われますけれど、どのようにこれが企業の利益を害するのか。国民の知る権利、これは憲法、そしてまた地方自治法に基づいた形でのものであります。そういう中で市税を使って出されたものが、どのように有効に使われているのか、これは民間業者の利益と相反するものだというふうには私は思います。したがって、誰でもがこの換金額、全ての業種において公表すべきだと思いますが、再度お尋ねをしたいと思います。

それと、行政財産の売却の問題であります。払い下げの申請が平成17年、市長が昨年12月議会に業者の名前を挙げて市道を勝手に売ってしまったという答弁ありましたので、いろいろ私のほうでも調べてみました。そうしますと、平成16年に公有財産の用途廃止・有償払い下げの申請書が出されております。今の部長の答弁ですと17年ということですが、どうもそれがちょっと1年間合わないみたいですね。それと、その中で、利害関係者も署名捺印をしております。これはどうしてできなかったのかということがよく理解をできないので、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

それとですね、今の部長の答弁ですと、用地が12.94平米ということ、これを売ってしまったということですが、市道の面積は23.26平米ではないかというふうに思います。それと、ここには番地がないというふうにありましたが、その当時の市道のあれは722号線だというふうに思うんですが、その722号線というのは現在あるのかどうか、その点についてひとつ確認をしたいと思います。そしてまた、この面積はどのくらいなのかどうかお尋ねいたします。そして、市のほうが要求したものと番地がないという形で部長が答弁していましたが、そのところをもう少し詳しく、理解できるようにお願いしたいと思います。

あと、新エネルギーの問題ですが、市長が言われた22年の牛久市地域エネルギービジョンの中で、先ほど言いましたとおり、牛久市が牛久市の環境を守り育てる条例、そして環境基本計画、そして環境県連計画などのビジョンとあわせてということでありまして。市長の話ですと、現在諮問中だと、諮問して検討中だと言われております。22年にこの計画が終了してありますから、3年間空白の状況になってるわけですね。その中でもいろいろと事業が進んでおります。普通は計画を先に立てて事業を進めていくのではないかというふうに思うのですが、昨年予算のときにもこの問題を指摘しましたが、1年たってもまだできないと。いつまでできるのか、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

次に、公共交通の問題ですが、多少なりとも高齢者向けのデマンドタクシー等はふえてきました。そして、来年度から通勤ライナーですか、2路線、民間バスと共用して走らせるということですが、先ほども言いましたように、この計画の到達点を5年としております。そしてもう1年たちます。具体的に、年次別に、来年度はどういう方向で進めていくのか。それを明確にお願いしたいと思います。

それから、先ほどバスを、新車を何台か購入ということになりました。福祉バス、そしてまたスクールバス等を含めて、この地域交通に使われるバス、最終的には何台になるのか、どのような運行をされるのか、この点についても確認をしたいと思います。特に、今後どのような形で具体的に進めていくのか、私自身この問題を何度となく質問しております。しかし、現在の、今の市の体制の中で、この計画が5年間で到達点を明らかにし、そして10年間で達成できるというふうには、到底私には今の体制では考えられません。新たな公共交通の対策課等を設置して、具体的に進めるべきだろうというふうに考えます。近隣市町村でも特別の体制をとってやられて、事業が進められております。その点について再度確認をいたします。

○議長（柳井哲也君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 利根川議員再度の御質問、大変失礼いたしました。

まず、17年に申請が出されたと私申し上げましたが、実際には16年の7月1日に提出されております。そして、それが払い下げができないというのを翌年17年に決定したということとございました。申しわけございません。

また、市道の番号がないんじゃないかということで、現在、廃道されておまして、現在ないということで私勘違いしておりました。従前は、722号線、議員おっしゃるとおりございました。あと、面積でございますが、隣接地主の同意を得られていないということで、私どものほうが認識しているのは12.94平米でございますが、これはあくまで確定はしていません。ですから、議員がおっしゃった26平米かもしれませんし、それをちょっと私たちが測量した結果では12.94平米ということでございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 今回利根川議員が質問されて取り上げている赤道の売却の問題でございますが、このことは非常に今までの牛久市役所の過去の体質を象徴する出来事でございますから、あえて私のほうで背景説明をさせていただきます。

というのは、これは、私が市長になってから間もなくですね、幾つかのいろいろな市民からお話ございました。1つは、一番初めにあったのが本町の入江自動車さんの今、本町の区民会館用地を買収したところのその先の高台の下におりてって、昔そこは谷津田だった場所だったんですけれども、そのところに今住宅地ができておりますが、そこと、その上のニチレイの団地との間のところに、のり地ですから溝が深くあったわけですね。そこに水が1メートル五、六十くらいの深さのところは絞り水でたまっちゃって危険だと。市は何やってるんだということで、1つ苦情がございました。それは結果的に牛久市のその当時というか、私が市長になる前にですね、宅地の整備のときに市の担当が雨水の水路変更を認めたんですね。それも、民有地内に変更することを認めた。そのことで今度は水路が民有地内を通

すように変更した。ところが、民有地の土地を買った方が、ここは私の土地だと。そこにそういう水路が入ってるのは相ならんということだとめっちゃった。そのことでいわゆる自分の裏庭のところは1メートル50も透明な水ですから、わかりません。それが、その問題であった。その会社が今回利根川議員が払い下げしないのおかしいんじゃないかと言ってきてる会社なんです。その問題についてもいろいろ市のほうで、そのところを公園として再度買収するような開発の中で買収するようにして、その水路の絞り水ですね、その危険な状況というのは何とか改善しましたけれども、その後、同じ今度はその近くの、本町の区長さんから、まだあそこの会社で、あそこ市の道があったんじゃないかと。区長の同意が必要だから、判こくれと来たんだと。私が市長になってすぐですよ。ですから、まあでも10年近く前の話です。おかしいなと思ってたら、今度はその手前の地主が「まだあそこ赤道あるの売ろうとしてる、おかしい。あれはちゃんと市の道になってたはずだ」と、そういう近所の地主さんからまた指摘を受けて、「勝幸、何やってるんだ」と言われて、わけわかんなくまた調べたりしました。そういう経緯のあった場所なんです。

そしてまた、ましてやその後、今現在、牛久市の赤道になっているところの土地の上に家を建てて、実質買った方ですね、その方が市長への手紙だということでは通も私宛てに来たんですよ。内容は、市長が了解してるから買ったんだと。払い下げはもう事前に了解してたんだ。市長が了解してるよ。と書いてあるんですよ、そこに。そのやつ何で払い下げしないんだという内容ですよ。私はそんなの皆目わかりませんから。そして調べてたらその赤道というのは市道認定受けてたんです、ちゃんと。でも、これは民間の売買のやつで、赤道はどっちにしろ払い下げすれば済む問題だから、手続が後になろうとまあしようがないから、何とか払い下げできるようにしたらどうなんだということで、買っちゃった方いろいろあります、これ宅建協以外の問題も絡んできますからね、はっきり言いまして。そういう問題あるのをまあ何とか同じ市内の人同士なんだから、けんかしないで何とか収まるものならばということで、その分筆した払い下げのこの手続を議会でとったわけですよ。だけれども分筆できなかったんですね。市道認定は皆さんの、これ利根川議員もいる中で賛成をして、市道認定は取り消したわけですよ。その後に分筆の作業に入ったわけですけども、どうしても隣地の方の同意がいただけなくて、払い下げ部分の土地について分筆ができない。そういうことでそのままになったわけです。

その間に今度は、私のほうにもまた市長への手紙やら何やらで来て、その後そのままになっていたわけですけども、どうも売り主、買い主の当事者間で弁護士を立ててその問題について民民の間での調整、どういう方向にいったかわかりませんが、調整をしていたと。しかし、今度は牛久市においては、市の持ち物ですから、それが安易に10年の占有の実績で

もって無償で払い下げが結果的に認められるようなことが、財産管理上問題がありますから、ですから牛久市もちゃんとそういう状態について売り主、あと現在の住んでる方、これについてもちゃんと顧問弁護士のほうから通知を出して、牛久市の所有権の確認をさせていただいて、そしてこれは合理的に解決できるように今手続をとっているということなんです。ですから、三者間の、もう弁護士の立ち会いの中での案件ですから、いろいろ私のほうでどうだこうだと、利根川議員もどうもその会社の方か地主さんか知りませんが、いろいろ情報が入って御質問されてるんでしょうけれども、私は非常に問題のある会社だと思っています。それはなぜかという、私が市長になったとき、それ1カ所だけじゃない、2つあったんだ。牛久市の赤道を事前に市の払い下げも受けなくて造成をしちゃって、そして分譲するときに払い下げ申請をして許可をとった。これが、私が市長になってから出てきてるの。1回目あって、2回目あった。今、それまでの建設部長は部長決裁でもって自由に市の土地やってきましたから。部長決裁で後づけでみんな許可してたんです。それが土地の売買は全て庁議でもって決裁するんだと。市長決裁まで上げろということになって、出てきてわかったの2つあったの。その2つともその会社なんです。そのためにいわゆる始末書を書いてもらった。その始末書の書き方私見ませんでしたが、後になって確認したら、わけわかないで雑草の生えてるところ造成したらそこに市の土地があったの知らなかったみたいなことなんです。申しわけなかったみたいな文面だったので、非常にその当時の牛久市の建設部とその業者の方、グループ含めてですよ、相当な癒着が戦後の牛久のこの市政の中で、何十年も続いていたということをはっきり言えると思います。

そのことが、今回私が市長にかわったことで、そして土地の売買についても市長決裁、それも庁議決定まで上げるという改革の中で、はっきり見えてきたんです。そういう案件でございますから、これは安易に牛久市だけで払い下げの許可できません。その赤道がお隣の先までいってます。その、今回買われた方々ですね、買ったってはっきり言ってるんですから、市長への手紙で。何で払い下げしないんだって。私はその担当に当初、その当時聞いたときにはですよ、ぎりぎりだけど家は建ってないんだって言った。本当にそうなのか。だから私は現場に行ったの。そしたらちゃんと、堂々と赤道の上に家が建ってるわけですよ。そうやって市長である私に対してさえ事実関係をはっきり言わないような体質が、この牛久市役所の建設部には、少なくともその当時はあったということだけ、はっきり申し上げておきます。それを今法的にちゃんと市としての権利を守りながら、ちゃんとした、買い主さんもトラブル起きないように、法的に合理的な解決をできるように今対応をしているところだということでございます。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。



○環境経済部長（坂本光男君） 利根川議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、ハートフルクーポン券についてでございますが、業種別の公表、あと、個別の企業の公表することによって企業の利益をどのように損なうのかというような点でございます。

まず、業種別につきましては、今までどおり業種別の公表はいたします。個別の事業につきましては、牛久市の情報公開条例の第7条第3項あの中で、公表することによって当該法人等、または当該個人の利益、競争上または事業運営上の地位、財産権、その他の正当な利益を害することが明らかに認められるもの、というところに該当するというふうに捉えてございます。したがって、事業名と換金額を公表した場合、ハートフルクーポン券の事業所の実際の販売額と、あとその換金額が必ずしもお店によって比例するとは言えないということもございます。したがって、ハートフルクーポン券の換金額が低い事業所、お店についてはお客様が入っていないんじゃないかというような風評被害が出るというようなおそれもあるということも考えられます。その結果、不利益をこうむることになるんじゃないかということも考えられると思います。そういうことから情報公開条例等に基づいて、基本的には事業所名については公表はしないと。業種については公表はいたします。

次に、新エネルギー関係の再度の御質問です。平成22年度の地域エネルギービジョンの中で、何を実施してきたのかというようなことと、あと環境基本計画はいつでき上がってくるのかという2点だと思います。

まず、いずれの事業についても、牛久市の環境を守り育てる条例、これが基本的なベースとなっていることは、利根川議員がおっしゃるとおりでございます。この地域エネルギービジョンにつきましては、平成22年の策定時に10項目の目標を立ててございます。その中でも、現在市の10項目の間で7つの項目については、もう既に実行中でございます。強いて言いますと、太陽光発電所のプロジェクト、あとは電気自動車のカーシェアリングの実験、あと菜の花プロジェクト、クリーンエネルギー自動車の導入プロジェクト、ごみ減量プロジェクトなどについてはもう現在実行中というようなところでございます。

それと、環境基本計画につきましては、現在第4回目の審議会を開催中でございます。今月も3月25日に開催するという予定になっております。市議会議員の方でも傍聴していただいた方、議員さんがおります。それにつきましては大分議論が白熱しておりまして、これを今整理しているところでございます。今回の環境基本計画については、特徴としては1つ申し上げますと、チェックする機関、機能というものを審議会等に1年ごと、または2年ごとで、今まではつくればつくりっ放しというようなところがありました。しかし、それを本当に実行しているか否かというもののチェックをしようというようなことで、今最終的な段階に入っております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） それでは、数点の御質問にお答えします。

まず、都区内フリーきっぷの今後要望活動を牛久市としてやっていくのかという確認でございます。これについては、もちろん常磐線沿線の利便性を図る団体が3団体ほどございます。それ以外にもいろんなところで会議が持たれてございます。そういった中で、今後もフリーきっぷの廃止について、復活のことについては、協議を我々のほうからしていきたいと思っております。

それと、デマンドの計画についてでございますけれども、今のところ議員おっしゃるように短期、中期、長期にわたって計画はつくってございます。その中で、短期においてはかっぱ号の再編、通勤・通学ライナー、これを実現しながら面をつくっていききたいというのが1つございます。もう一つはデマンド、点をつくることでございますけれども、これについては今相互扶助の関係での移送サービスのこと。それともう一つは、今タクシー事業者などとの協議によりまして、今後そういった事業者を巻き込みながら、デマンド交通についてもやっていきたいと。ほかの近隣市町村のおかれましては、タクシー事業者と相互扶助の関係の中でやっていこうというところも見えてきております。最近、タクシー事業者においてもそういうところが理解されてきておりまして、話し合いの場の中で一緒にやっていこうという嫌いも見えます。そういった中で、やはり国との、運輸局ですか、運輸局との法的な関係もございますので、そういった調整も図りながら、今後進めていきたいと。これについては、短期、中期、長期の中でももちろんやっていくのですけれども、短期の中で仕組みづくりをしながら、中期的には具現化していきたいというふうには考えてございます。また、バスの数を何台これから使っていくのかということでございますけれども、今回3台ほど入れかえてございます。また、そのほかについても、福祉巡回が3台、スクールバスが2台、これは変わりません。この中で有効に、うまく交通ルートをつくりながら運用をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうからはただいまの御質問の中で、公共交通の組織化についての再質問がございました。これについて御答弁させていただきますと、これまでも一般質問等で数回御質問いただいておりますが、公共交通の推進に当たりましては、今現在都市計画課、それと福祉業務室、あと人材育成課が連携を図りながら、先ほど議員のほうからもお話がございました牛久市地域公共交通会議を組織して、連携計画を作成したところでございます。この推進に当たりまして、現在行っている体制をとりまして、横の横断的な連携をさらに強化しながら現体制のまま計画推進に向けた取り組みを進めていきたいと考

えてございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 自席をお願いします。

○22番（利根川英雄君） 行政財産の売却の問題で、市道ということ、722号線、市道でこれ行政財産で売ることができないわけですね。そうすると、今の答弁の中ではこれが廃道になったというふうに言われてるんですが、そうすると普通財産になったということで確認をしていいのかどうか、この確認事項だけ。

○議長（柳井哲也君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 失礼しました。普通財産ということになります。

○議長（柳井哲也君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時45分といたします。

午後2時29分休憩

---

午後2時45分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 皆さん、こんにちは。会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

通告順に従いまして質問をしたいと思います。

最初に、この冬中国から日本に飛来し話題になっています大気汚染物質であるところの微小粒子状物質PM2.5について質問したいと思います。

言うまでもなく、既にテレビや新聞等の報道により、その言葉と有害性について誰もが知るようになり、放射能に続き今度はPM2.5が市民の健康に重大な影響をもたらす主要原因として不安視されているところです。かつて日本でも1970年から2000年のころ、工場の煙突のばい煙や、自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、過酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダントなどが問題視され、これらが健康への影響と大変因果関係があり公害として認め、その結果2001年6月に自動車NOx・PM法が強化された経緯があり、今中国で騒がれておりますように、化石燃料である石炭やガソリンの燃料を使用したときに発生する浮遊粒子状物質がPM2.5なのです。このPM2.5の有害性については、微小粒子で花粉の10分の1とされ、髪の毛の太さの約40分の1以下とされますことから、たとえ人間が建物の中にいたとしても、汚染された空気から完璧に逃げるのが無理とされ、その結果、肺の奥までPM2.5を吸い込み、気管支炎や呼吸器疾患を起こすことです。

御存じのとおり、日本の大気汚染物質基準は、1日平均で大気1立方メートル当たり35マイクログラムですが、中国の基準値はその倍以上の75マイクログラムと高い基準値となっているにもかかわらず、ことしの中国の春節の2月10日未明には1時間ごとの値が中国基準値の20倍の1,600マイクログラム近くのデータが観測されたとされています。余りのひどさから、隠蔽体質のある中国ですが、発表したその内容によれば、中国全土の4分の1が有害物質を含んだ濃霧に包まれるという状況で、全人口の半分近い約6億人が何らかの影響を受け、そして全土の70%の都市が大気の汚染環境基準を満たしていないと言われ、このように、中国では大気汚染が深刻な状況にあるので、65万6,000人が死亡した年もあると世界保健機構も発表しております。

このように深刻な中国の大気汚染は、実は10年以上前から科学的に把握されていたという九州大学の地球環境の竹村教授が言っており、日本でも国立環境研究所が2月21日、全国の大気測定局1カ所以上でPM2.5が環境基準値35マイクログラムを超えた日が1月から2月初めにかけて16日あったと発表しております。また、全国の測定局169地点の約3割で基準値を超えた日もあったとのこと。特に、熊本県が基準値の2倍と、1日の平均の最高値が観測され、やはり西日本が濃度が濃い状況ではありますが、宮城県蔵王の樹氷が黒色炭素粒子が通常の6倍になっていると山形大の実験結果で示されていたように、決して西日本だけのことではなく、日本各地で観測されていることを環境大臣も認めているところです。今後、偏西風、いわゆる中国のほうから風が吹いたそのときに、黄砂と一緒にPM2.5という汚染物質を付着し、そして飛来するだけでなく、粒子にはさまざまな微生物も含まれているので、黄砂が多いときには、外での活動は自粛すべきとの通達もあるぐらいです。また、黄砂疫学調査の結果では、黄砂が観測されるとぜんそくのリスクがふだんの日の1.8倍となり、小学生に限ると3倍を超したとされています。このように、黄砂とPM2.5だけではなく、さらにスギ花粉とこのPM2.5が反応し、より微小粒子のPM1.0となり、体内により入りやすくなり、入った結果重症な状況となると言われます。

そこで質問いたしますが、市民の方々がこのような不安を少しでも払拭し予防するために、測定器を設置し、市内に観測地点を設け、飛散状況を各種の防災メールを使って注意を呼びかけることが必要と考えます。福岡市ではPM2.5の飛来予報を開始し、平均値によってはマスク着用とか、換気自粛などのメール配信を実施とのことですが、牛久市において飛散予報などについてどのような形で市民に報告するのかをお尋ねしたいと思います。

また、子供たちが長い時間過ごす保育園や小中学校への空気清浄機なども必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、このPMの監視体制の強化を図るため、現在のPM2.5の観測地点550カ所を1,

300カ所にふやすとともに、健康への影響を減らすとして、環境省が暫定指針をその骨子をまとめたようですが、環境基準の2倍、70マイクログラムです。大変高い基準値を示しております。70マイクログラム以上になったときに初めて外出の自粛や換気を控えるというもので、牛久市民の安全・安心のために果たしてこの70マイクログラムの高い水準でよいのでしょうか。PM2.5の1日の平均値を国の基準より低い値にするとか、独自の指針づくりなどについてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

次に、介護ボランティアのポイント制について質問いたします。

国におきまして、2013年予算案では社会保障費が過去最高の29兆1,224億円を計上することになりましたが、超高齢化による自然増ですから、今後この数字はますます増加する一方です。例えば年代の中でも特に大所帯の団塊世代、689万人、約700万人というこの方たちが年をとるごとに医療費や介護保険を使うことがふえるようになりますし、今後とも先述述べましたようなPM2.5や、放射能が健康へのリスクの要因となるなど、想定外が今後も起こる可能性があり、どれだけ医療費の増加となるか予想困難となっています。医療費も介護保険も単純に増加すれば、受益者に転嫁すればよいという話ではなく、納税者は今でも税金が重いと感じています。そういう中で、各自治体の執行部も努力をし、そして納税者の誰もが何とかしてほしいと、その軽減策を望むところです。

過日、教育民生常任委員会では、介護保険の軽減に取り組んでおります稲城市の視察をしてまいりました。それは介護ボランティア活動等を通して、高齢者自身が自分の介護予防もでき、そして地域貢献をしながら、社会参加活動をすることです。その上、活動実績に応じポイントが付与されるので、介護保険料負担の軽減にもつながるといふ、よいことづくめの事業です。稲城市ばかりではなく、どこの自治体も同じ悩みですが、どうしても高齢になると閉じこもりがちになり、成人病につながりやすく、1つには、外に出る機会のきっかけづくりとして、また病気の予防だけでなく、老化のサインをいち早く発見し、適切な対策を行うためにも、奨励・支援をしていると担当課が述べておりました。その効果については生活する上で何らかの支障があった方もこの介護ボランティアのポイント制によって元気を取り戻すこともできることがわかり、全国各地の議員・行政職員や学生など、100を超える団体が視察のため稲城市を訪れている状況とのことで、そして現在40以上の団体がこの制度を展開しているとのことです。

また、この制度に対し、稲城市でのアンケートの結果は、8割がよい制度だと思っていると回答をしているそうです。これらを踏まえ、視察に参加しました教育民生常任委員の総意として牛久市でも導入したいとのことで今回私が代表し、質問することとなりました。この介護支援のポイント制について執行部のお考えをお聞かせください。

また、ボランティアと一口に言いましても、内容はまちまちですが、辞書を引きました、どういうふうに書いてあるかと。その辞書によれば「公共での福祉のために自発的に奉仕する人」とあり、日本一を掲げる牛久市ですから、介護が給付される65歳以上の方々のボランティアの参加人数、多分稲城市より多いと思いますが、稲城市のように病気の予防や老化の早期発見等の効果についてはどのように捉えているかをお尋ねしたいと思います。そして、牛久市において高齢者の数と高齢化に伴う介護保険制度の利用者の相関関係などの今後の想定についてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、幼児保育についての質問となります。

本来、親が子供を育てることは当たり前の時代から、社会が子供を育てる時代になりつつあり、親が子供の育ちを見守れない社会状況として、非正規雇用や大幅な賃金の低下、あるいは母子家庭の増大で共働きの家庭も、生活を支えなければならない母子家庭も、働くためのよりどころは保育園となります。しかし、各自治体の予算が今一般財源化によって補助金がなくなる中で、コスト削減の必要から民営化の流れへとなっております。保育園の現行の最低基準でさえも緩和され、できるだけ多くの児童を受け入れ、待機解消を図ろうとしており、保護者に入園が可能になる点では歓迎しますが、その一方ではゼロ歳から就学前までの言語、思想、情緒などが驚異的に発達するこの時期、保育園でしっかり基本的な生活習慣や自己形成、社会の適応性など、三つ子の魂百までと言われるように、最も大切な人格形成期において民営化して果たして一人一人の児童の個性を認めながら発達の見守りと保育での質的な面が担保されるのだろうか、大変心配になると言われております。

保育園は設備の基準として保育室の面積や建物の構造、そして置くべき職員、看護師や、医師や、その規模によってさまざまですけれども、保育士の配置など最低の基準がありますが、先ほど述べましたように、この大切な時期に十分に保育士の配置ができるのだろうか、特に大切な年齢別の保育士の配置の問題がどのように緩和されているか。牛久市の場合、国の場合、それを比較しましてお尋ねしたいと思います。

また、牛久市の場合、現在全面的な保育園の民営化路線を明確にしているわけですが、公的保育園であれば、憲法、児童福祉法により子供の心身の発達の育ちが守られ、そして責任も公が申す仕組みでした。公から民営化により保育環境に不都合が生じた際、このような場合、保育者の声や行政指導がどこまで反映することができるのかもあわせてお尋ねします。

また、過日、視察のときに知り合った熊本県の私立保育園の経営者の話では、近ごろ教育と言えば習い事をさせることが教育と理解している親がいたり、子供を委縮させたくない大切な幼児期の子供をペット的な育て方をしている親も多く、決まってこんな親は自分の育て方に間違った育て方はしていないと言いますが、結果が出る子育てというのは、息の長いとても大

事な仕事で、今キレる若者が多くなっているのは、子供のときに甘やかされ、何かに耐えたり我慢したりする場合が幼児期になかったからと話されておりました。そういえば、私の知っている人に、感情を抑える能力に欠け、すぐにかっとするし、プレッシャーに弱く、他人の気持ちがわからなく、自分の感情や対人関係がうまく理解できない人がいますが、大切な幼児期のありようだったのかも考えた次第です。少子化による家庭における幼児教育の支援をどのように牛久市は支援しているのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは、私のほうから1番、PM2.5についての御質問にお答えいたします。

PM2.5は正式には微小粒子状物質と言い、大気中に漂う直径2.5マイクロメートル以下の粒子状物質で、その大きさはスギ花粉の1/2分の1以下で、特定の物質を指すものではなく、大気中を浮遊する粒子の総称を指すものです。平成21年に環境基準が設けられ、大気1立方メートル当たり年間の平均値が15マイクログラム以下で、かつ1日の平均値は35マイクログラム以下と定められております。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、長期的には気管支ぜんそくなどの呼吸器疾患や肺がんの原因になると考えられ、循環器系への影響が懸念されております。

この物質の発生源としては、ばい煙や粉じん、自動車、船舶、航空機など人為的なものと、土壌や海洋、火山等の自然によるものがあり、昨今中国で深刻化している大気汚染からの影響が指摘されておりますが、中国の大気汚染の影響が本県まで及んでいるかについては十分なデータの蓄積がなく、発生源が多岐にわたるため、現時点はわからないとしております。

現在、大気汚染防止法に基づき、全国で500カ所以上のポイントで常時監視が行われ、西日本を中心に濃度が高い測定値が検出されております。本県では、水戸市、土浦市、古河市、鹿嶋市の各1カ所、神栖市2カ所の合計6カ所で常時測定されており、牛久市では市のホームページで環境省や県内の測定情報が閲覧できるようにしておりますが、現在のところ人に対する影響やマスク着用、空気清浄機の効果について、国の専門家の会合でもまだ結論が出ていない状況でございます。

牛久市といたしましては、本議会開会日の提出議案に関する説明の中で、市長が申し上げましたとおり、市民の安全・安心を確立するために、微小粒子状物質PM2.5測定器を市独自に設置することを以前より進めておりました。

また、今後も引き続き、国の動向に注視し、茨城県と連絡を密にして情報を収集し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、介護支援ボランティアのポイント制についてお答えいたします。

牛久市では、高齢者施設へのボランティアを希望されている方は29団体407名、個人110名で、芸能ボランティアは22団体、307名を数え、それぞれの団体、個人が施設へ出向いて活動している状況でございます。また、市で行っている元気教室や保健福祉まつりの運営補助、かっぱ体操の普及員など大勢のボランティアの御協力をいただいております。ボランティア活動をされている方々は、目的を持って積極的に活動し、健康で生きがいを持って生活されていると考えております。高齢者の社会参加や地域貢献、本人の健康増進による介護予防、医療費の抑制など、期待される効果は高く、今後も積極的に支援してまいります。ポイント制につきましては、須藤議員の御質問にお答えしたとおり、現在導入の予定はございません。

最後に、昨年4月現在で1,455名を数える独居高齢者の中でも75歳以上の高齢者は727名であり、その多くは見守り台帳に登録されており、地域での見守りを受けている状況でございますが、将来的には要介護状態になることが予想され、介護予防を強化し超高齢社会に耐え得る施策を実践してまいります。

続きまして、幼児教育についてお答えいたします。

牛久市では、全ての公立及び民間保育園で児童福祉施設の最低基準を遵守し、児童の年齢ごとの保育士の配置人数、保育室の面積、運営基準等を定め保育園を運営しております。牛久市では、現在の最低基準を緩和し、入園児童をふやすのではなく、牛久市社会福祉協議会を初め民間の認可保育園を整備していくことにより保育定員をふやし、待機児童の解消に努めていく考えです。

次に、民間保育園に対し、行政等の指導がどこまで反映することが可能かとの御質問でございますが認可保育園の場合、建設時に牛久市の指導のもと定員、施設の面積、遊具等を整備し、茨城県の認可を経て開園されます。また、運営に関しても毎年実地検査を茨城県と共同で実施することになっており、保育士の数、衛生面、安全面の確認を行っております。

以上のように、民間の認可保育園として整備することによりまして、建設費補助金や運営費補助金の対象となり、また、牛久市及び茨城県の監査の対象となり、経営者が営利を追求し、保育サービスを低下するようなことはございません。公立保育園に比べ、民間保育園は夜8時までの延長保育や休日保育等、公立保育園よりサービス面で有利であり、その上財政的にも補助金の対象とならない公立保育園と比較し有利でございますので、決して効率性だけを求めているわけではございません。



次に、家庭における幼児教育の支援についてお答えいたします。

牛久市において保育園や幼稚園を利用している方はゼロ歳児で9.2%、1歳児で27.8%、満3歳児で32.7%、3歳児は85%を超えている現状ですが、家庭のみでお子さんを養育している方についても、さまざまな交流の機会を提供しております。保護者もお子さんもさまざまなかかわりの中で体験を重ね、経験を蓄積して社会性を身につけていくことが重要でございます。このため、児童福祉課では保健センターや地域と連携しながら、育児サークルや各地区のサロン、母親クラブ、子育て広場、私立保育園の子育て支援センター、公立保育園のこにこキッズなど、さまざまな交流の場を御案内しております。

また、中央図書館におけるブックスタートや、ゼロ歳児から2歳児向けのお話会「うさちゃん聞いて」というプログラム、子育て広場における交通防災課の教化員による安全教室も実施しております。

特に若い保護者につきましては、健診やさまざまな相談の中から、子育ての不安という形で出会うことも多く、きめ細かく子育て支援につなげております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 13番黒木のぶ子君。

○13番（黒木のぶ子君） 再度の質問をさせていただきたいと思っております。

PM2.5についてであります。PM2.5は先ほどの答弁では、西日本においてはその重要性というか、ある一定の危険度は考えられる旨の、今答弁をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、環境大臣の石原伸晃大臣が全国でそれは認められていると言っておりますので、決して牛久市の中に観測する観測機がまだ機能していない段階でそのように断定することはまだ無理であろうと考えております。この自動車や工場の煙突から出る浮遊粒子物質、これは先ほど申し上げましたように自動車NOx・PL法の強化によってその基準値が1日平均0.159マイクログラムとなる排出をしてはならないというふうになっているにもかかわらず、今回の中国からのPM2.5の飛来、確かに国境を越えてくる公害に対しては、日本はなかなかその対策の根源を断つことができないということになるかもしれませんけれども、その被害を受けるのが牛久の住民であり、特に子供たちや抵抗力のない高齢者の方々です。そういう方々に対して国の指針が先ほど暫定基準値70マイクログラムということで指針が決められたわけですが、そのものを踏襲していいのかどうかです。結果として病気になってから日本の方たち、先ほども同僚議員が結果が出なければその動きというか、善処しないのかというような意見がありましたけれども、なる前に対策を考えるべきだというのが、ただ市民の安全・安心というこのお題目的に唱えるのではなく、本当に市民が住んでよかった、安心だね、牛久はね、こんなふうは何でもやってくれるんだねという結果が出る前の安心というものを、やっぱり我々議員としては執行部に強く要求したいと思っております。

それと、この70マイクログラムという環境省の高い暫定環境基準値ですが、これに対して環境基本法16条との整合性についてどのような説明がされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。それと、測定器設置場所はどこなのか。

PM2.5についてはこの2点を再度質問したいと思います。

それと、介護ボランティアのポイント制ですね、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、確かに高齢になればなるほど目的を持って生きている人というのはすごく元気なんですよね。もう私も議員生活かなりさせていただいている中で、いろんな方たちにお会いします。もう家でテレビを子守りしているような人は本当に早く病気になってしまうというような今までの状況でもありますので、その中、窓口というか、門戸というかわかりませんが、それを広げる意味で、やっぱりいろんなニーズがあると思うんですよ。何かほら、楽しいことをやってそれでポイントが稼げればいいなというような、そういう、先ほど申し上げましたように、よいことづくめであれば、じゃあ参加してみようかなということで参加する。でも、もう稲城市でも言っていましたけれども、参加した結果、決してそんなに高い予算ではないと。単年度決算なので150万ぐらいの予算で482人ですか、その方たちがどんどん喜んで介護ボランティア制度のほうに参加するようになっていきますし、元気になってきているというようなことなので、別に費用対効果を、すごくお金がかかるのであればそれはそれで、この財政の大変な折、やってくださいとは言いませんけれども、やはり今回も介護保険ですか、0.4%の25年度の予算では増加した形で予算化されていると思うんですね。そんなことを踏まえて、やはりいろんな意味で高齢者のニーズに合ったような施策もまた必要ではないかなと思います。ぜひこの辺についても再度教育民生の要望でもあります、そうですね、委員長。そういうことでありますので、再度この介護ポイント制については質問いたしたいと思います。

それと、幼児教育についてでありますけれども、牛久の場合国のほうの基準値より緩和することとはなく、しっかりと最低基準を守りながら民営化してるから大丈夫だということなので、それは今後も注視しながらいろいろ検討してみたいと思います。以上で再質問は終わります。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 御質問の暫定基準70マイクログラムについてでございますけれども、今回国が暫定基準で注意喚起をする基準として今回暫定的、国のですね、微小粒子状物質に関する専門家会合において、注意喚起をする暫定的な値、こういったものを国内外の疫学研究結果等に基づいて、その注意喚起をする基準として1つ暫定的に設定されたということになります。それと、設置場所ということでございますが、2カ所でございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答えいたしますが、先ほど申し上げました高齢者施設へのボランティアの数につきましては、ボランティアセンターのほうで把握している数字でございますので、もっと多くの方が御自身で施設のほうに行かれていますという現状はあろうかと思っております。

議員も先ほどおっしゃったように、それぞれ皆様目的を持って、積極的に生きがいを持ってボランティアを続けていらっしゃる現状の中で、須藤議員にもお答えしたとおり、そのポイントを例えばどうするのかというような、そういう制度のことをきっちり解決しなければそういった、今取り組んでおられるボランティアの方々の行為をどう整理するのかということろはございませんので、先ほど申し上げましたように現在のところは導入の予定はございません。

○議長（柳井哲也君） 自席でどうぞ。

○13番（黒木のぶ子君） よろしいですか。

測定機の設置場所、今2カ所と答弁されましたけれど、どこどこの2カ所ですか。答弁漏れなのでこの辺確認したいと思います。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 大変失礼しました。

2カ所につきましては、牛久市役所のこの本庁舎、それとひたち野リフレを予定してございます。

○議長（柳井哲也君） 次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様こんにちは。公明党尾野政子でございます。

一般質問3日目、最後の登壇となりました。お疲れのことと思いますが、最後まで御清聴のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告順に従いまして4つのテーマについて質問させていただきます。

まず、第1点目は、災害時に備えてであります。

東日本大震災から間もなく2年、犠牲になられた方々に改めてお悔やみを申し上げますとともに、いまだに避難生活を送っておられる32万人の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

2年前の震災直後、私たちも牛久市内を歩き、市民の皆様のお声、要望に耳を傾け、その内容を6項目にまとめ、市長に提出させていただきました。井戸水の整備や給水タンクの増設、防災無線放送の改善などなど、この2年間でこれらの要望が形となり、見通しが立ってまいりました。震災直後、次々持ち込まれる難題と格闘し取り組んでこられた市執行部の皆様、そして職員の皆様に敬意を表しますとともに、感謝申し上げる次第であります。私は、この1月市

民の方々との懇談の際、牛久市の震度数と実際の体感が違うので、これについてはぜひ改善してほしいとの声を改めていただいております。この件につきましては、これまでも2回一般質問させていただきました。また、同僚議員からも質問がなされているテーマであります。平成23年12月定例会で執行部から「震度計の増設または移設について検討中であり、現在気象庁から近隣市町村の震度のデータの提供を受け、比較、検証しているところです」との御答弁をいただいているところでありますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

続きまして、携帯用防災カードについてであります。

この携帯用防災カードの発行については、今年の6月定例会で提案させていただきました。その後、早速関係部署で対応していただき、今年の11月の広報紙の7面と8面を使い、4人分のカードが切り取って使えるように印刷がなされました。これがそのときの、今年の11月1日付の広報紙です。7ページと8ページにですね、こういうふうにとじ込まれております。これをカットいたしますと、こういうふうにも両面使えるようになっておりまして、真ん中を折って使うようになっております。私もこれを切り抜きまして、今財布に入れて携帯をして歩いているところであります。しかしながら、残念なことですが、気づかずに広報紙を処分してしまっている方も多く見受けられました。

そこで、今後、このカードを活用していただくための手だてとして、牛久市のホームページからダウンロードできるようにする方法や、また、コンビニなどに広報紙が置いてありますが、同じように防災カードの4枚連記のA4判も置いていただくなどの工夫が必要かと思っております。また、確実に各世帯に配付される方法として、各班の回覧版で回し、各世帯1枚ずつ取っていただく方法もあるかと思っております。

ともあれ、茨城沖地震や首都直下地震の確率は年々高まっております。また、牛久市は勤務先が都内という方も大勢おられます。このような背景の中で、市民の命を守り、また市民の防災意識を高める観点からも、防災カードのさらなる周知が必要かと思われませんが、市の御所見をお伺いいたします。

続きまして、大きな2点目、給食アレルギーの事故対策についてであります。

午前中、同僚議員からも質問がございました。重複する内容もあるかと思っておりますがよろしくお願いたします。

東京調布市の小学校で給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状アナフィラキシーショックの疑いで亡くなった問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われています。女子児童は乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られております。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、徹底した検証と再発防止策の構築を急ぐ必要があるかと思われまます。食物アレルギーへの対応

としては、アレルギーを引き起こす食材を除いた除去食を給食に提供する自治体がふえていくとのことであります。調布市でも女子児童のために除去食が用意されており、おかわりのときには担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりでしたが、それが今回は守られておらず、チェックの甘さが悔やまれるところであります。担任教師だけが確認する体制では、人為的なミスが起こってしまうことが浮き彫りになった事例と考えます。給食が子供の口に入るまで、何人もの教諭らが確認を重ねる体制をしき自治体もあります。複数の目など、ミスを防ぐためのチェック体制づくりも大変大切な点かと思われまます。仮に、アナフィラキシーショックが起きた場合、その後の対応が重要になってくるとのことであります。症状を緩和できる自己注射薬エピペンを30分以内に打てるかどうかで生死が分かれる場合もあるため、子供にかかわって教師がエピペンを打つこともできますが、調布市の事例では学校側が打つタイミングがおくれたことも指摘がなされているところであります。エピペンの使用がためらわれないよう、教職員向けの使用講習会を積極的に開催するなど、周知を徹底していく必要があるかとも思われまます。食物アレルギーを持つ子供は、増加傾向にあります。東京都が5年ごとに実施している3歳児のアレルギー調査によれば、2009年度の食物アレルギーは14.4%に上り、10年前と比べて倍増しています。調布市の学校に限らず、どこの学校でも深刻な食物アレルギーの問題に直面する可能性があります。

そこで、以下5点についてお伺いいたします。

1点目、牛久市の食物アレルギーを持つ児童数。保育園、幼稚園、小学校、中学校ごとにわかればお願いいたします。

2つ目は、食物アレルギーの内容。

3つ目は、アレルギーに対する牛久市の取り組み。

4つ目、チェック体制について。

5つ目はエピペン使用のための教職員講習会についてであります。

以上、5点についてお願いいたします。

続きまして、大きな3点目、税金のコンビニ納付についてであります。

ワークミセスの方や、若い方から、コンビニは毎日行くので税金もコンビニで払えれば便利ですねとの要望をいただいております。納付時間や納付場所の拡大など、納税者の方の利便性向上につながればとの思いで、平成21年6月定例会で一般質問をさせていただいた経緯があります。その後、コンビニ納付の動向を注目しておりましたが、昨年からはコンビニ納付のための準備がなされ、この4月からいよいよ実施の運びとなりました。

そこで、改めて確認の意味で以下6点について質問をさせていただきます。

1. コンビニ納付ができる税の種類。

2つ目、納付できるコンビニ名。

3つ目、全国からコンビニ納付が可能かどうか。

4点目、納付時の手数料は。

5つ目、周知についてはどのようになっているのか。

6点目、その他市民にお知らせすべき内容がありましたらお願いをいたします。

最後に、鳥取方式による校庭の芝生化の効果と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

平成23年6月18日ひたち野うしく小学校の保護者や地域の方々、ボランティアの皆様等々、1,000名以上の方々の御協力をいただき、5万5,000株のティフトン芝のポット苗が一斉にグラウンドに植えられてから1年が9カ月が経過いたしました。昨年は芝生の上で初めての運動会が行われたようであります。今では芝生に厚みもでき、これから春本番に向かい青々とした美しい芝生が一面に広がっていくかと思われまふ。私は、平成21年鳥取方式芝生化発祥の地であります鳥取市と、既に校庭の芝生化を実施しておりました島根県安来市の小学校へ視察に行つてまいりました。視察後、初めてこの方式の芝生化のメリットの大きさを実感し、また認識させていただきました。その上で、これまで鳥取方式による校庭の芝生化の実現に向け一般質問をしてまいりました。芝生化のメリットについては土のグラウンドのときよりも子供たちが外で遊ぶようになったこと、このことが気分転換につながり、授業にも集中できるようになったこと、芝生なので転んでもけがが少なくなったこと、また冬も適度な湿度が保たれるため、風邪を引きにくくなったこと、夏の猛暑ではヒートアイランド現象を緩和するなどであります。また、学校の芝生化は子供たちの教育面やヒートアイランド抑制効果のみならず、災害時でも効果を発揮するということでもあります。ドクターヘリや防災ヘリコプターが、被災者支援等で学校の校庭を離着陸する際は、砂塵を巻き上げないよう、散水をするようであります。こうした作業は一刻を争う緊急時、災害時救援では大変な手間になるかと思われまふ。しかし、芝生化すれば砂塵の飛散はありませんし、また、学校は地域の避難所に指定されていることから、災害時に被害者が一時的に校庭へ避難した場合でも、テント設置や救急応対に役立ちまふ。特に雨が降つた場合、土の校庭は泥だらけになりますが、その点水はけのよい芝生の校庭は、多少の雨なら大丈夫とのことあります。

以上のことから、今後も校庭の芝生化の推進に期待するところであります。平成25年度牛久市予算案の概要の中に、平成25年度各部の重要施策が掲載されておりますが、その中に牛久二小のグラウンドの芝生化の計画について触れておりました。そこでお伺いいたします。牛久二小においても鳥取方式による校庭の芝生が計画されておりますが、この事業のスケジュールについてお伺いをいたします。また、ひたち野うしく小学校の芝生化が実施されてから1年

9カ月、初めて芝生の上で行われた運動会の状況やその他効果、課題についてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 尾野議員の税金のコンビニ納付についての御質問にお答えしたいと思います。

市民のライフスタイルの変化や共働き世帯の増加により、コンビニエンスストアでの市税等の納付に対する要望が納税者の方から寄せられておりました。

そこで、当市におきましても、本年4月から市税等をコンビニエンスストアで納付可能となるよう準備を進めているところでございます。

コンビニエンスストアでの納付開始に伴い、納付場所の選択肢がふえることは、納税者の方の利便性向上につながると考えております。

コンビニエンスストアで納付できます税目等につきましては、個人市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料で実施いたします。

御利用いただけるコンビニエンスストアにつきましては、全国の主なコンビニエンスストア23チェーン店で、休日・夜間を問わず納付が可能となります。

また、納付のかかわる手数料につきましては、納税者の方の負担はなく、市の負担として納付所1枚につき約60円の取扱手数料がかかりますので、平成25年度予算にコンビニエンスストア納付手数料としまして、持参払い納付所件数の約20%を見込み、約5万3,000件、約318万円を計上したところでございます。

コンビニエンスストアでの納付に際しましては、固定資産税及び個人市県民税で、前納報奨金を差し引いての納付ができないことや、取り扱いできる金額が納付書1枚当たり30万円以下などの制約がございますので、納税通知書に注意事項を記載し、ホームページや広報紙によるお知らせ等により周知を図ってまいりたいと考えております。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私からは、災害に備えての御質問のうち、携帯用防災カードについての御質問にお答えいたします。

携帯用防災カードにつきましては、万が一に備えて携行するタイプとして、運転免許証などに入るような小さなカード式のものを作成いたしまして、昨年11月1日号の「広報うし

く」に掲載し、市民の皆様へ利用に向けたお知らせを行ってきたところでございます。防災カードを携行しておりますと、万が一市内外で災害に見舞われたとき、あるいは病気等で倒れた場合などにおいても病院搬送、早期治療や家族への連絡など、迅速な対応が図れることや、また、市民の防災意識の高揚も期待されることなど効果があることから取り組みを進めているところでございます。議員御指摘のとおり、広報うしくへの1回のみ掲載では市民の方々への周知は満足できるものとは考えておりません。こうしたことから、これからも広報うしくへの掲載、市民が集まる公共施設集客場への牛久市防災カードの設置などを考えてまいります。なお、現段階におきまして、牛久市ホームページより防災カードをダウンロードできるような環境づくりをいたしたところでございますので、御利用いただければ幸いと存じます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） 私のほうからは御質問1番、災害に備えてのうち2点目ですね、震度計の移設についての御質問にお答えいたします。

現在、市役所敷地内にある計測震度計につきましては、茨城県及び水戸気象台が設置場所を選定し、現在地の本庁舎東側に設置したものでございます。県及び気象台では、震度計の設置環境は悪くなく、異常値ではないとの見解を持っております。

しかしながら、市民の方から市の震度が近隣市町村に比べて低いのではないかとの声が寄せられており、計測震度計移設の検討を進めているところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、移設候補地を保健センター西側、近隣公園側倉庫西側、防災倉庫西側の3カ所に絞り込んでおります。設置場所の選定に当たりましては、池や沼地の埋め立て地ではないこと、地下埋設管などが埋められていないこと、大きな道路や鉄道、車両通行部分の段差がないこと、空調機や他の観測機等のノイズによる誤った振動を観測しないこと等の調査を行います。この調査結果をもとに、県及び気象台の担当者が現地を確認し、設置場所として適しているかを判断することとなっておりますので、県及び気象台の担当者との日程調整を行っているところですが、年度内の調整が難しいため、4月以降に現地の確認が行われる予定となっております。

計測震度計の移設に当たりましては、上記の審査基準をクリアするために十分な調査が必要となります。

今後も、計測震度計の移設に向けて、県及び気象台との協議を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 尾野議員の2点の質問にお答えいたします。



まず2番、給食アレルギーの事故対策についての御質問にお答えいたします。

現在、市内の公私立保育園、公立幼稚園、小中学校で食物アレルギーを持つ子供たちの状況は、公私立保育園で57名、公立幼稚園で4名、小学校で160名、中学校で69名という状況であります。

児童生徒等のアレルギーの原因物質の主なものといたしましては、卵、牛乳、乳製品、そば、ナッツ類、甲殻類などがございます。

公私立幼稚園、学校は、保護者からの情報をもとに、調理過程でアレルギーの原因食材を除去して提供しており、除去できない場合は保護者の理解を得ながらおかずなどの弁当の持参をお願いしております。

そして、当日、担任と児童生徒等で食べられないものについて再度確認をし、おかわりについても担任が確認することを徹底しております。

保育園は、看護師も含めた職員全員の共通認識のもと、原因物質を除去し、代替食の提供をしておりますが、一部代替食の対応もできない場合は、学校給食と同じく、おかずなどの弁当を持参していただいております。

また、朝礼において職員同士の確認を行い、提供時には園児名やアレルギー原因物質を明記した札の添付、トレー、食器を変えるなど、アレルギー対応食とわかるように区別をし、保育士が目配りながら給食時間を過ごすようにしております。

また、学校栄養士によるアレルギー部会において調査研究を行っており、調理時のアレルギー物質の除去等について調理マニュアルを策定し、活用しております。

さらに、栄養士だけでなく、養護教諭との連携を図り、相互の情報交換をすることが重要となるため、統一した対応マニュアルを作成を進めております。

自己注射薬エピペンの使用についてでございますが、法的には医療行為であることから、養護教諭を含めた学校教諭等が使用することはできません。

しかし、アナフィラキシーショックの救命現場に居合わせた教職員が、みずから注射できない児童生徒にかわって注射することは、人を助けるという目的を持った行動であり、医師法違反にはならないと考えられております。

したがって、今後、保育園等と連携を図り、教職員の緊急時対応の研修を実施し、適正な処置ができるよう進めてまいります。

さらに、緊急時の連絡体制として、教職員誰でもが迅速な対応ができるよう、あらかじめ消防署への登録及び緊急時の連絡先、搬送する病院並びに主治医を記録した個別対応表をもとに、日ごろから情報の共有化に努めてまいります。

続きまして、4番、鳥取方式による校庭の芝生化の効果と課題、今後の取り組みにつきまして

での御質問にお答えいたします。

牛久市では、平成23年にひたち野うしく小学校の校庭芝生化を、ポット苗を植えつける鳥取方式で実施し、約2年が経過しております。ひたち野うしく小学校の校庭を芝生化したことによる土の校庭との違いは、まず、教室にいた児童が全学年積極的に外で遊ぶようになったことです。転んでも痛くないことから、伸び伸びと遊んでいる様子が見られます。

体育の授業においては、校庭が芝生であることから、ストレッチを行ったり、寝転んだりして校庭をじゅうたんのように入使用しております。

また、運動会においても、貝を粉末状にしたラインを使用し、土の校庭ではできないはだしの騎馬戦などを取り入れたりして、芝の校庭ならではの取り組みを行っております。児童からは、緑の芝生の上を思い切り、気分よく走れるとの感想があり、運動会におけるけが人の減少などの効果が出ております。

さらに、学校側の感想として、緑の芝生による情緒的な教育効果も挙げられております。

課題としましては、剥がれた芝生の養生期間中、一時的に養生中の場所が使用できなくなることや、維持管理面における夏場の散水などが挙げられます。

次に、学校校庭の芝生化計画につきましては、平成25年度に牛久第二小学校の校庭芝生化をする予定であります。牛久第二小学校の校庭につきましては、雨水対策として改修工事を行い芝生化をするものであり、スポーツ振興くじ助成金を活用して実施するものです。10月以降土壌改良、暗渠整備などのグラウンド改修を行い、翌26年6月ごろ芝生の植えつけを行う予定であります。ひたち野うしく小学校と同じく、鳥取方式で芝生化を考えており、芝生化の面積は4,474平米、約3万7,000株のティフトン芝のポット苗を植えつける予定でございます。

その他の小学校の取り組みにつきましては、岡田小学校の芝生化を予定しており、前2校と同じく補助金を活用しながら進めていく予定でございます。以上でございます。

**○議長（柳井哲也君）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時01分散会